

文京区男女平等参画推進計画（令和4年度～令和8年度）評価について

1 計画評価の実施

計画事業

「事業番号 124 計画評価と重点項目の指定」（計画 P.90）

男女平等参画を全庁的に推進するため、各所管課の事業について、推進状況を把握する評価方法を検討するとともに、重点項目を指定し、計画の推進を図る。

2 評価方法

それぞれの計画事業について、「男女平等参画の視点」に基づき評価を行う。

<p>【男女平等参画の視点】 A 男女平等意識の向上を促している。 B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。 C 男女の人権が尊重されている。性別・性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。</p>

- (1) 各所管部署から前年度の実績を報告
- (2) 男女平等参画推進会議で推進状況を評価
 - ・ 全事業について内容確認し、必要に応じて意見を付す。
 - ・ あらかじめ定めた重点項目（12事業）について、計画期間中継続して内容を審議し、進捗に向けた具体的な指摘等を行う。

<p>【重点項目の選定方法】 ① 推進する効果が大きいもの ② 提言を生かした成果が確認できるもの ③ 短期間では成果が出にくい、継続的な取組が必要な事業</p>

3 男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成

「事業番号 17 男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成」（計画 P.38）

文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深め、計画の実現に向け推進していくために、男女平等参画推進計画推進状況評価報告書を作成する。

【年間スケジュール（案）】

月	推進会議	事務局・所管部署
4月		報告書配布
5月		前年度実績調査
6月		回答集約
7月10日	<第1回> 前年度実績調査報告（重点事業）	
8月27日	<第2回> 前年度実績調査報告（重点事業及び計画事業）、令和5年度女性活躍の取組についての報告	
9月		
10月30日	<第3回> 前年度評価の審議	⇔ 回答
11月		
12月		
1月15日	<第4回> 前年度評価決定	
2月		
3月		

計画の体系

【大項目】	【中項目】	【小項目】	【重点】
I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進	1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進	(1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進	事業番号 2 学習指導の充実
		(2) 生涯学習における学びの機会提供の推進	
		(3) 理工系分野で活躍する女性の人材育成	事業番号 8 男女平等センターにおける学習機会の充実
	2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進	(1) ジェンダー平等の実現に向けた啓発の充実	事業番号 10 男女平等参画啓発事業の充実
		(2) あらゆる機会を活用した広報	事業番号 14 地域活動団体への男女平等参画の働きかけ 再掲 8
		(1) 多様な性に関する理解促進	再掲 10
	3 性自認及び性的指向に対する理解促進	(2) 区職員・教職員への啓発	再掲 10
		(1) 政策・方針決定過程における男女平等参画	事業番号 2.5 委員会・審議会等への男女平等参画の推進
	4 政策・方針決定過程における男女平等参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	再掲 14
		(1) 地域活動への参画のための活動支援	再掲 8
	5 地域社会における男女平等参画	(2) 男女平等センターを拠点とした推進	再掲 8
		(1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応	事業番号 38 避難所運営における女性等への配慮
	6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進	(2) 防災に関する活動等への女性の参画推進	
		1 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 男性が家事・育児・介護に主体的に関わる取組の推進
	(2) 子育てへの支援		
	(3) 保育環境の充実		
	(4) 介護者等への支援		
	II あらゆる人の職業生活における活躍の推進 【女性活躍推進計画】	2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進	(1) 働きやすい職場環境の整備・支援
(2) 女性の就労・再就職、起業等への支援			事業番号 78 就労支援機関（ハローワーク飯田橋）との連携による就職面接会等の実施
(3) 多様で柔軟な働き方の支援			
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	1 配偶者等からの暴力の根絶と支援 【配偶者等暴力防止基本計画】	(1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発	事業番号 83 DV防止に向けた意識啓発の推進
		(2) 早期発見と相談体制の充実	
		(3) 被害者の保護から自立・生活再建までを支援する体制の整備	
		(4) 児童等への虐待の防止と支援	
	2 あらゆる暴力の根絶	(1) 子ども・若年層に対する暴力の根絶に向けた対応	事業番号 102 セクシャルハラスメント、スクールハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進
		(2) 様々なハラスメントや暴力の防止・対応	再掲 102
		(3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応	再掲 10
	3 生涯を通じた健康支援	(1) 性と生殖に関する健康と権利（セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及・啓発	
		(2) 保健指導・健康診査の充実	
	4 人権の尊重と自立への支援	(1) 啓発・相談機能の充実	
		(2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備	
	IV 推進体制の整備	1 庁内等推進体制の整備・充実	(1) 文京区男女平等参画推進条例の推進
(2) 計画の推進と評価体制の確立			
(3) 区職員への意識啓発及び人材育成			事業番号 128 区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発
(4) 苦情申立制度の運用			
2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携		(1) 国際社会の取組との連携	
		(2) 国連持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）、女性の10パーセント原則（WEPs）の周知・推進	
		(3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化	

重点項目評価について

所管課名

重点項目

事業名及び事業概要

関係課

事業番号

事業番号	事業名	事業概要						
14	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。						
事業実績			年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	関係団体数（団体）							
	関係団体の会長職における女性の割合（%）							
②	会長職の性別人数	男性						
		女性						
③	役員における女性の割合が50%を超える団体数と割合	団体数						
		割合（%）						
④	役員や委員の選出に当たり、男女いずれか一方に偏らないように働きかけた団体数と割合	団体数						
		割合（%）						
⑤	男女平等参画の視点に立った団体運営ができるよう働きかけた団体数と割合	団体数						
		割合（%）						

事業実績及び事業詳細

所管課によるR5年度評価	評価における視点と基準	評価点（4段階評価）
	自己評価項目内容	
	A 男女平等意識の向上を促している。	4：十分達成された。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	3：ある程度達成されたが、課題あり。
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないよう配慮している。	2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。

評価点
（4段階評価）

年度	評価理由	推進会議評価
R5	【評価できる点とその根拠・理由】	<div style="border: 1px dashed blue; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">推進会議における評価</p> </div>
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】	
	所管課による年度評価	

所管課による
自己評価点

所管課による評価理由等

【男女平等参画の視点】

- A 男女平等意識の向上を促している。
- B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。
- C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きない

重点項目

教育指導課

事業番号	事業名	事業概要					
2	学習指導の充実	各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習の時間を通じて横断的に、人権尊重と男女の本質的平等に立った学習・実習活動が展開されるよう教材や指導内容・方法を充実する。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	学習指導についての指導・助言実施数（回）		40	40			
②	教育課題研修会における実施（回）		3	5			
年度	事業詳細						
R5	①	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等や男女相互の理解と協力に関する学習の充実について、指導訪問や学習指導案の検討等により、「アンコンシャスバイアス」などの課題等への取組方などについて指導・助言を行った。 教育課程編成に向けた説明会、校園長会、副校園長会などの機会を通じて、各校の人権教育の全体計画及び年間指導計画を見直すなど、男女平等の視点での指導・助言を行った。 					
R5	②	テーマ	参加対象	講師			
		「人権教育について」	幼・小・中学校園の若手教員（1年次）（参加：55人）	東京都教育庁指導部 統括指導主事 小野 憲明			
		①「子ども基本法について」 ②「デートDV防止について」	生活指導主任研修（参加：31人）	教育指導課指導主事 上野 義博 NPO法人ピルコン理事長 染谷 明日香			
		「教員に求められる人権感覚 人権教育プログラム・子ども基本法について」	教育課題別研修（参加：40人）	文京区教育センター指導主事 吉田 太一 文京区教育委員 坪井法律事務所 弁護士 坪井 節子			
		「人権課題（子どもの権利条約、アンコンシャスバイアス等）」	小・中学校の中堅教諭等資質向上研修受講者（参加：25人）	公益財団法人東京都人権啓発センター 専門員 山田 真結			
R5	①②以外の実績	<ul style="list-style-type: none"> 5月と12月を「いのちと人権を考える月間」に位置付け、子どもたちが命や人権を大切にしようとする態度を育てる取組の充実を図った。 各学校では、各教科、特別の教科 道徳及び総合的な学習活動等において人権尊重や男女平等に関する授業を行った。 					

所管課による R5年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点（4段階評価）
3	A 男女平等意識の向上を促している。	4：十分達成された。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	3：ある程度達成されたが、課題あり。
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないよう配慮している。	2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価	
R5	【評価できる点とその根拠・理由】 教員に求められる人権感覚や人権課題について、様々な研修で取り上げ、教職員の知識と理解を深めることができた。具体的に、アンコンシャスバイアスやデートDV等性に関するテーマを広く解説し、児童・生徒の発達段階における課題等について理解を深めた。これらの研修により教職員自身の認識や言動が児童・生徒に与える影響の大きさについて再考でき、より公正で包括的な教育環境を整えることの大切さを意識付けすることができた。		
	【取組が不十分だった点とその理由】 LGBTQやSOGI、また、性に関する課題について、教職員の理解は深まっているが、教育活動として学校全体で行っていくことに課題が残っている。特に、児童・生徒の当事者に配慮し、保護者理解を得るための取組を実施する方法については、今度も慎重に検討していく必要があるためである。		
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 性に関する人権課題について、児童・生徒及び保護者に対して理解・啓発を促す取組を具体的に実践に移すことが課題として挙げられる。道徳授業地区公開講座等で性に関する課題を取り上げた取組や関連講師を招へいをした学校の授業を参観するなど、学校・地域・保護者が一体となって理解を深める場を設けた事例を調査し、引き続き実施の在り方について検討していく。		
	所管課による年度評価		3
	【評価できる点とその根拠・理由】 人権尊重や男女平等の視点から各校の教育課程を確認し、内容の改善を図ることができた。具体的には、子どもたちを性暴力の当事者にしないための取組や、子どもたちの基本的人権に配慮し、多様性を尊重する、一人一人を大切にされた教育が各校の教育課程に位置付けられた。		教育課程編成に当たり、人権教育の視点から全体計画を見直す指導・助言を行うとともに、多様性への理解や子どもへの性暴力に対する取組が位置付けられたことは、評価に値する。 今後は、LGBTQ ^{※2} 、SOGIや子どもへの性暴力などについて、児童・生徒のみならず、保護者の理解認識を深め、問題発生の予防等に努めるための情報発信等の取組も積極的に展開されることを期待する。
【取組が不十分だった点とその理由】 SOGI ^{※1} について、児童・生徒及び保護者に対して理解・啓発を促す取組が不十分であった。他区で行われた児童・生徒を対象とするジェンダーに関する講演を視察しに行くことにより、今後の取組の参考とすることができたものの、実際の取組に結び付けることができなかった。			
【次年度の改善に向けた課題・取組】 SOGIについて、児童・生徒及び保護者に対して理解・啓発を促す取組を具体的に実践に移すことが課題として挙げられる。その際、講師の選定への配慮が必要となるため、総務課ダイバーシティ推進担当に相談しながら進める。			
所管課による年度評価	3		
所管課による年度評価	3		

※1 SOGIとは・・・Sexual OrientationとGender Identityの頭文字をとったもので、「性的指向」と「性自認」を意味しています。

※2 LGBTQ・・・「LGBT」はレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字を取った言葉です。性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）を広く表す言葉の一つでもあります。また、末尾に、自身の性別や性的指向に揺れを感じ特定できないと考えるQ=クエスチョニングなど、様々な性的マイノリティの頭文字が加えられ、「LGBTQ」「LGBTQ+」などと言われることもありま

重点項目

総務課

事業番号	事業名	事業概要					
8	男女平等センターにおける学習機会の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	男女平等センター利用件数(件)		4,379	4,039			
②	男女平等センター利用者数(人)		58,121	52,814			
③	利用率(%)		52.8%	48.3%			
④	男女共同参画週間記念講演会(年1回)/参加人数(人)		48	71			
⑤	区政を知る懇談会(年2回)/参加人数(人)		47	64			
⑥	男女の人権に関する事業の実施(年1回)/参加人数(人) 令和2年度から「配偶者等暴力防止啓発事業」(年1回)		15	21			
⑦	講演会又はシネマ(年1回)/(人) 令和2年度から「女性活躍推進事業」(年1回)		89	56			
⑧	啓発誌の発行(年3回)/発行部数(部)		6,000	4,500			
⑨	資料コーナー(蔵書数(冊))		7,212	7,255			
⑩	提案事業/(人) 令和2年度から「家庭生活への参画支援事業」(年3回)		47	36			
⑪	男女平等センターまつり(年1回)/参加人数(人)		811	888			
⑫	利用者懇談会(年2回)/参加人数(人)		23(中止1)	61			
⑬	登録団体活動報告会(年1回)/参加人数(人)		22	16			
⑭	登録団体企画助成事業(年1回)/参加人数(人)		52	25			
⑮	プラスワンセミナー(年6回:令和元年度まで)/参加人数(人) 社会参画支援事業/令和2年度から年4回		121	100(中止1)			
年度	事業名/講師					参加人数	事業視点※
R5	④	ドキュメンタリー映画「この星は私の星じゃない」上映、トーク「生きてゆくということ」/ 中野理恵 氏				71	男女平等
	⑤	「女性のライフステージと健康」/ 区健康推進課 保健師				20	女性活躍
		「始めませんか! 質の良い睡眠をとるために ~健康づくりのための睡眠12か条~」/ 区健康推進課 保健師				44	総合
	⑥	「配偶者暴力(DV)と子ども ~「面前DV」という虐待が及ぼす影響~」/ 工藤宏子 氏				21	DV防止
	⑦	ジェンダー関連映画「ある職場」の上映と映画監督と弁護士によるトーク / 船橋淳 氏・藤井麻莉 氏				56	男女平等
	⑩	「パパとつくるフランス料理」/ 奥山まゆみ 氏				24	家事・育児
		「男のクッキング - 栄養を考えたお手軽ごはん -」/ 奥山まゆみ 氏				12	家事
	⑪	「心が揺れがちな時代に「私は私」で生きるには」/ 高尾美穂 氏				80	女性活躍
		まつりシネマ「老後の資金がありません」				84	介護
	⑭	「語り継ぐ絵本「ひろしまのピカ」」/ 岡崎 弥保 氏				25	総合
⑮	「国際情勢をふまえ、今、あなたに伝えたいこと」/ 石川雅恵 氏				30	女性活躍	
	「やってみたくなる防災術 ~アウトドアから学ぶ新しい知恵~」/ あんどうりす 氏				20	防災	
	「避難生活で「命と健康」本当に守れますか? ~子ども、女性、障がい者、高齢者などの視点から~」/ 浅野幸子 氏				50	防災	

※ 事業視点は、「男女平等」「女性活躍」「家事」「育児」「介護」「若年層」「地域参加」「SOGI」「DV防止」「防災」「総合」に分類しています(複数の視点を持つ事業もあります)。

所管課による R5年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点（4段階評価）
4	A 男女平等意識の向上を促している。	4：十分達成された。 3：ある程度達成されたが、課題あり。 2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。	

年度	評価理由	推進会議評価	
R5	【評価できる点とその根拠・理由】 社会参画支援事業「避難生活で「命と健康」本当に守れますか？」は、社会的関心事を捉えたテーマの設定と、能登半島地震直後とも重なり、予想以上の多くの参加者に、女性を含む多様な視点からの防災対策について考える機会を提供し、参加者の関心を深めることができた。 啓発誌の発行に当たっては、事業の紹介だけでなく、性犯罪に関する刑法の改正についても取り上げるなど、社会の動きを捉えた紙面作成を行い、男女平等参画の啓発に役立っている。		
	【取組が不十分だった点とその理由】 参加者が定員に達しておらず、昨年度より減少した事業があった。これは、対面での開催となり、参加者の利便性の考慮が十分でなかった点や、事業周知が十分でなかったことが要因と考えられる。 女性の理工系分野への参画を促す事業については、5年度の男女平等センター事業を既に計画していたため、年度途中で追加開催には至らなかった。		
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 参加者の利便性を考慮し、内容によって対面開催やオンラインなど開催方法を使い分ける。既存の広報ツールだけでなく、SNSによる情報発信など、効果的な周知方法を研究していく。女子中高生等が理工系分野に興味を持ってもらえるような取組を実施する。		
	所管課による年度評価		4
	【評価できる点とその根拠・理由】 DV防止、育児、家事、介護など、様々な切り口で男女平等についての学習機会を提供している。 女性の活躍に関する企画においては、特に多くの参加者があり、女性活躍の視点からジェンダー平等の推進に寄与している。 男性の育児や家事への主体的な参加を促す企画として、子どもと一緒に参加するイベントを開催することにより、世代間の交流を図るとともに、男性の家庭生活への参画支援に取り組んだ。 男女平等センターまつりについては、コロナ前とほぼ同様の形で開催し、男女平等センターの周知・利用促進に寄与することができた。		講座等への集客のために特に注目すべき点は、テーマと開催方法の設定である。毎年課題としている「区民の関心や社会状況の変化に応じたテーマ設定」の具現化に向けた取組が必要である。また、オンデマンド開催の実現に向け、インフラ整備や別会場での開催等も視野に新たな方策を考えられたい。 情報発信については、これまでの取組に加え、メールリストによる一斉送信等を取り入れ、より効果的な周知啓発に努められたい。 今年度実績のなかった「理系女性育成事業」は、類似事業とのコラボレーションや中高生の関心を引くような仕掛けづくり、また、保護者のニーズを捉えたテーマ設定等に留意され、開催の実現に取り組まれたい。
【取組が不十分だった点とその理由】 男女共同参画週間記念講演会など、昨年度よりも参加者が減少した企画もあるため、事業の研究、SNSによる情報発信など、一層の事業周知を行っていく必要がある。			
【次年度の改善に向けた課題・取組】 引き続き、区民の関心や社会状況の変化に応じた事業を企画し、男女平等の実現を目指していく。			
所管課による年度評価	4		
所管課による年度評価	4		

重点項目

総務課

事業番号	事業名	事業概要						
10	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発誌の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。						
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8	
①	男女平等参画啓発事業（回）		6	7				
②	性自認及び性的指向に関する対応研修・セミナー（講座）の実施		4	4				
③	各種講演会、シンポジウム、講義などへの参加（人）		3	—				
④	内閣府「理工チャレンジ事業」応援団体登録（件）		1	1				
⑤	後援事業（回）		1	—				
事業名/講師							参加人数	事業視点※
R5	①	女性しごと応援キャラバン in 文京/職場の人間関係がうまくいく「ストレスフリーなコミュニケーション法」/講師：蛭原 恵子（アベレ代表）氏【共催】東京しごと財団				68	女性活躍	
	①	女性しごと応援キャラバン in 文京/今の自分ができること、やりたいこと「自己理解・自己PRのポイント」/講師：鈴木 真木子氏【共催】東京しごと財団				72	女性活躍	
	①	国際女性デー/国際女性デーシンポジウム ジェンダー平等の現在とこれから～みんなでデザインする自分の未来～ /1部 講演 UN Women（国連女性機関）日本事務所長/2部 パネルディスカッション 本間正人氏（NPO学習協会 代表理事）外4人/3部 若者による活動発表 UN Women日本事務所、福岡女子商業高等学校、文京区 I LADY ピア・アクティビスト、講師 鈴木美穂氏（元 UNIDO官民連携コンサルタント）外2人				53	女性活躍	
	①	令和5年度犯罪被害者週間行事/寄り添い続ける支援～性暴力被害とは何か～/講師：上谷さくら氏（桜みらい法律事務所）外1人【共催】東京都				155	総合	
	①	出前講座/本郷小学校/国際理解セミナー/「世界の子どもたちはどんなジェンダー課題に直面しているのか」「日本にはどんなジェンダー課題があるのか」「小学生の自分たちができることは何なのか」/講師：UN Women（国連女性機関）日本事務所長				112	女性活躍	
	①	出前講座/順天堂大学/ジェンダー講座/文京区におけるジェンダー平等とダイバーシティの推進について/				約15	女性活躍	
	①	出前講座/文京区教育委員会（生活指導主任研修会）/デートDV出前講座 講師：染谷 明日香氏（NPO法人ピルコン 理事長）				36	DV防止	
	②	【オンライン開催】性自認及び性的指向に関する対応研修 一般職員向け	講師：認定NPO法人ReBit				26	SOGI
		【オンライン開催】性自認及び性的指向に関する対応研修 教職員向け	講師：認定NPO法人ReBit				125	SOGI
		【オンライン開催】性自認及び性的指向に関する対応研修 企業向け	講師：株式会社アウト・ジャパン代表取締役 屋成 和昭氏				16	SOGI
		文京SOGIにじいる映画会「Little girl」（区民向け講座）	トークライブゲスト：屋成和昭氏（株）アウト・ジャパン代表取締役				134	SOGI
	③	「日本女性会議」令和5年度は開催なし				-	総合	
④	理工系分野に興味がある女子高生・女子学生を応援するため、内閣府男女共同参画局が中心となり、理工系分野が充実している大学や企業など『リコチャレ応援団体』の取組やイベント、理工系分野で活躍する女性からのメッセージなどを紹介する取組【先輩からの応援メッセージ登録】R5: 1件				-	若年層		

※ 事業視点は、「男女平等」「女性活躍」「家事」「育児」「介護」「若年層」「地域参加」「SOGI」「DV防止」「防災」「総合」に分類しています（複数の視点を持つ事業もあります。）。

所管課による R5年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点（4段階評価）
4	A 男女平等意識の向上を促している。	4：十分達成された。 3：ある程度達成されたが、課題あり。 2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。	

年度	評価理由	推進会議評価
R5	【評価できる点とその根拠・理由】 SNSを活用した周知効果等もあり、多くの事業で参加者が増加し、男女平等参画意識の普及・啓発を広く行うことができた。 国際女性デーシンポジウムにおいては、直接来場できなかった方にもご覧いただけるよう、開催後に文京区公式チャンネルで動画配信を行い、多くの方にジェンダー平等や性別に捉われない生き方などのメッセージを届けることができた。 区内の小学生の男女平等について考えるきっかけの場として出前講座を実施し、大人だけではなく、幅広い世代への男女平等参画意識の啓発を行うことができた。	
	【取組が不十分だった点とその理由】 会場や必要機材の確保ができないなどの問題があり、オンライン併用の講座を充実させることができなかった。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 女子高生・女子学生が理工系分野に興味を持ってもらうような取組みを行うことができなかったため、指定管理者にも働きかけ、理工チャレンジに関連する事業を実施する。 更なる集客を見込むため、事業内容によって対面開催やオンライン、動画配信等の使い分けを行う。	
	所管課による年度評価	
R4	【評価できる点とその根拠・理由】 昨年に引き続き、多種多様な講座を開催し、多くの講座で昨年度を上回る参加者があった。特に、教職員向けの「性自認及び性的指向に関する対応研修」については、前年から36人増え、積極的な参加が見られた。 また、駒本小学校で行った出前講座では、男女の違いをこぼれず、互いを尊重し認め合うことの大切さを考える機会を、子どもたちに提供することができた。	女子高生・女子学生の理工系分野への参画を促進するため、既に企画されている事業との連携やネットワークの構築を考えられたい。 また、その他の事業についても、テーマ設定、開催方法及び情報発信について特に考慮し、効果的な集客につなげられたい。
	【取組が不十分だった点とその理由】 「理工チャレンジ事業」先輩からの応援メッセージ登録については、昨年度を下回り、1件のみとなった。理工系分野に興味がある女子高生・女子学生を応援するためにも、メッセージ登録を増やしていく必要がある。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 オンライン併用の講座を充実させるとともに、SNSを利用した積極的な周知を行い、更なる参加者の増加につなげる。 引き続き、幅広い世代が興味・関心を持つ講座を開催し、男女平等参画意識の普及・啓発を図っていく。	
	所管課による年度評価	

重点項目

関係課

事業番号	事業名	事業概要					
14	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	関係団体数(団体)		46	46			
②	関係団体の会長職における女性の割合(%)		14.62%	14.62%			
		会長職の性別人数	男性	222	222		
③	役員における女性の割合が50%を超える団体数と割合	女性	38	38			
		団体数	10	9			
④	役員や委員の選出に当たり、男女いずれか一方に偏らないように働きかけた団体数と割合	割合(%)	21.7%	19.6%			
		団体数	13	19			
⑤	男女平等参画の視点に立った団体運営ができるよう働きかけた団体数と割合	割合(%)	28.3%	41.3%			
		団体数	10	12			
		割合(%)	21.7%	26.1%			

所管課による R5年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点(4段階評価)
2	A 男女平等意識の向上を促している。	4：十分達成された。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	3：ある程度達成されたが、課題あり。
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないよう配慮している。	2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価
R5	【評価できる点とその根拠・理由】 役員や委員の選出に当たり、男女いずれか一方に偏らないように働きかけた団体数、男女平等参画の視点に立った団体運営ができるよう働きかけた団体数は年々増加している。	
	【取組が不十分だった点とその理由】 各団体における女性の割合について、集計していないと答えた団体は1つ減ったが、男女平等の視点に立った団体運営が行われるよう、引き続き数値と理由の把握に努めていく必要がある。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 引き続き所管部署に対し、男女平等の視点に立った団体運営について働きかけを行うよう、また、女性割合の数値の把握等にも努めていくよう依頼する。	
	所管課による年度評価	
R4	【評価できる点とその根拠・理由】 各課から推薦された男女平等推進委員に対し、地域活動団体や、関係団体等へののちらし等を用いた働きかけについて協力依頼を行った。また、ちらしをより分かりやすく見直したことで、所管部署からの団体への働きかけは昨年度より増加した。	地域活動団体へは、男女それぞれを会長とする二人制の導入や会長が男性の場合は、副会長を女性にするなど、男女平等参画の視点に立った運営を目指すよう働きかけられたい。 また、各団体における女性の割合の数値の公表は、意識付けに有効と考えられることから、正確な数値に限らず概数でも可とし、より積極的な公表を進めるとともに、非公表の団体については、公表できない理由の把握に努められたい。
	【取組が不十分だった点とその理由】 関係団体の会長職における女性の割合は微減となり、女性役員の割合とともに依然停滞している。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 所管部署に対し、男女平等の視点に立った団体運営について働きかけを行うよう継続して依頼するとともに、幹事会等で所管課長への呼び掛けを行うなど、一層の働きかけを促す。	
	所管課による年度評価	

関係課一覧

事業番号	事業名	事業概要								
14	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。								
			R5							
所管課	団体名	団体の概要	団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長 職 男性	会長 職 女性	役員 の 女性 比	役員や委員の選出に当たっては男女いずれか一方に偏らないよう働きかけをしたか		各種団体が男女平等参画の視点に立った団体運営ができるよう所管課として働きかけをしたか	
							はい	いいえ	はい	いいえ
1	税務課 小石川・本郷納税貯蓄組合連合会	納税貯蓄組合法に基づき、納税資金の貯蓄を行うことにより確実な納付を目的とした団体	集計していない。	2		43%		○		○
2	防災課 小石川消防団	区民で構成される地域防災組織	21%	1		0%		○		○
3	本郷消防団	区民で構成される地域防災組織	20%	1		7%		○		○
4	各NPO法人、ボランティア団体	非営利活動団体	集計していない。			集計していない。		○		○
5	区民課 各町会・自治会	地域活動団体	集計していない。	142	12	38%		○		○
6	文京区町会連合会	地域活動団体	集計していない。	1		11%		○		○
7	文京さくらまつり実行委員会	文京さくらまつりを実施運営するための委員会	32%	1		13%		○		○
8	文京つつじまつり実行委員会	文京つつじまつりを実施運営するための委員会	12%	1		11%		○		○
9	文京あじさいまつり実行委員会	文京あじさいまつりを実施運営するための委員会	3%	1		3%		○		○
10	文京菊まつり実行委員会	文京菊まつりを実施運営するための委員会	25%	1		25%		○		○
11	アカデミー推進課 文京梅まつり実行委員会	文京梅まつりを実施運営するための委員会	8%	1		0%		○		○
12	文京朝顔・ほおずき市実行委員会	文京朝顔・ほおずき市を実施運営するための委員会	20%	1		13%		○		○
13	根津・汐見地区合同事業実行委員会	根津・千駄木下町まつりを実施運営するための委員会	16%	1		0%		○		○
14	文京建築会	地域における建築と環境に関わる文化の創造発展を目指す団体	集計していない。	1		14%		○		○
15	文京一葉会	樋口一葉の功績顕彰等の各種活動を行う団体	集計していない。	1		37%		○		○
16	文京ふるさと歴史館友の会	地域文化の向上に寄与するための文京ふるさと歴史館協力団体	集計していない。	1		25%		○		○
17	スポーツ振興課 文京区体育協会	スポーツの普及・振興をし、区民の体力向上とスポーツ精神高揚を図り、各種スポーツ団体の育成を目指している組織	集計していない。	1		13%		○		○
18	スポーツ推進委員会	地域スポーツの振興を目的とした委員であるスポーツ推進委員の職務遂行のための協議会・連絡会（任意団体）	約34%	1		37%		○		○
19	スポーツ交流ひろば自主運営委員会	地域スポーツ振興を目的とし、学校施設のスポーツ開放を運営する団体（8団体）	約半数	6	2	41%		○		○
20	児童青少年課 こどもひろば自主運営委員会	こどもの遊び場として、校庭開放を運営する地域の方で構成された団体（5団体）	集計していない。	4	1	集計していない。		○		○
21	福祉政策課 文京区民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員で構成され、活動の向上を図るための組織	約76%	1		85%		○		○
22	文京区社会福祉協議会	社会福祉事業の企画・実施により地域福祉を推進する団体	約81% (新規の男性職員の増加のため)	1		46%		○		○
23	高齢福祉課 話し合い員連絡協議会	話し合い員で構成される活動体	99%	1		100%		○		○
24	高齢者クラブ連合会	文京区内の高齢者クラブで構成される横断的な活動体	約70%	1		47%		○		○

所管課	団体名	団体の概要	団体全体に占める女性の割合 (前年度と比較して減少した場合は、その理由)	会長 職 男性	会長 職 女性	役員 の 女性比	役員や委員の選出に当たっては男女いずれか一方に偏らないよう働きかけをしたか		各種団体が男女平等参画の視点に立った団体運営ができるよう所管課として働きかけをしたか	
							はい	いいえ	はい	いいえ
	大塚福祉作業所保護者会	障害者通所施設利用者の保護者の会	90%以上	1		0%		○		○
障害福祉課	小石川福祉作業所保護者会	障害者通所施設利用者の保護者の会	90%以上	1		0%		○		○
	本郷福祉センター保護者会	障害者通所施設利用者の保護者の会	90%以上		1	100%		○		○
センター教育課	教育センター幼児部父母会	児童発達支援事業利用児の保護者の会	現在、休会中のため実績なし							
児童青少年課	文京区青少年健全育成会(9地区)	青少年健全育成活動の推進団体	約40%	9		集計していない。		○		○
	放課後全児童向け事業運営委員会	各小学校における放課後全児童向け事業運営事業者の評価・選定をする団体	集計していない。	14	4	集計していない。		○		○
福祉政策課	文京区保護司会	犯罪者の更正と保護を目的とした団体	約44%	1		46%		○		○
総務課	文京区女性団体連絡会	文京区的女性団体で構成する横断的な連絡会	90%		1	100%	○		○	
生活衛生課	文京動物愛護協会	動物に対する「飼い主のマナー向上」と「正しいしつけ」を啓発する団体	62%		1	80%		○		○
	東京都薬物乱用防止推進文京区地区協議会	薬物乱用防止のため啓発活動を推進する団体	22%	1		42%		○		○
道路課	文の京ロード・サポート	ボランティア団体	集計していない。	18	1	集計していない。		○		○
公園課	公園ガーデナー(平日)	公園花壇の植栽と手入れをする団体	89%		1	100%		○		○
	公園ガーデナー(休日)	公園花壇の植栽と手入れをする団体	90%		1	100%		○		○
リサイクル清掃課	リサイクルイン文京	廃棄物の発生抑制や環境に配慮した活動を行う団体	88%		1	80%		○		○
	ステージ・エコ実行委員会	地域の発展と活性化に寄与するフリーマーケット事業を行う委員会	84.6% (辞任により女性委員が減少したため)		1	75%		○		○
	文京エコ・リサイクルフェア実行委員会	地域の発展と活性化に寄与する3R啓発を行う委員会	40%	1		25%		○		○
	幼稚園PTA連合会	区立幼稚園(10園)のPTA会員により構成される連合会。ただし、各会長及び副会長の構成比とする。	72% 各園PTAでの改選のため	1		33%	○		○	
教育総務課	小学校PTA連合会	区立小学校(20校)のPTA会員により構成される連合会。ただし、各会長及び副会長の構成比とする。	50%	1		25%	○		○	
	中学校PTA連合会	区立中学校(10校)のPTA会員により構成される連合会。ただし、各会長及び副会長の構成比とする。	39% 各校PTAでの改選のため	1		0%	○		○	
	青少年委員会	学校支援を中心に事業をコーディネートする青少年委員で構成される団体 役員:正副会長及び各部長、副部長15人	40%	1		50%	○		○	
図書館課	ライブラリーパートナー	図書館運営に協力するボランティア団体	集計していない。	1	8	集計していない。		○		○
選挙管理委員会	明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進拡充のための活動を行う団体	30%	1		30%		○		○

各団体の女性会長職の有無と役員女性の比率の経年推移

事業番号		事業名		事業概要																		
14		地域活動団体への男女平等参画の働きかけ		各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等を作成し働きかける。																		
所管課	団体名	団体の概要	R元			R2			R3			R4			R5							
			団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長職男性	会長職女性	役員女性の比率	団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長職男性	会長職女性	役員女性の比率	団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長職男性	会長職女性	役員女性の比率	団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長職男性	会長職女性	役員女性の比率				
1	税務課 小石川・本郷納税貯蓄組合連合会	納税貯蓄組合に基づき、納税資金の貯蓄を行うことにより確実な納付を目的とした団体	集計していない。	2		33%	集計していない。	2		29%	集計していない。	2		40%	集計していない。	2		40%	集計していない。	2		43%
2	防災課 小石川消防団	区民で構成される地域防災組織	20.4%	1		0%	20.6%	1		0%	19% (退任希望の女性が若干名いたため)	1		0%	21%	1		0%	21%	1		0%
3	本郷消防団	区民で構成される地域防災組織	20.6%	1		7%	22.0%	1		6%	21% (退任希望の女性が若干名いたため)	1		16%	21%	1		12%	20%	1		7%
4	各NPO法人、ボランティア団体	非営利活動団体	集計していない。			集計していない。	集計していない。			集計していない。	集計していない。			集計していない。	集計していない。			集計していない。	集計していない。			集計していない。
5	区民課 各町会・自治会	地域活動団体	集計していない。	146	8	集計していない。	集計していない。	143	11	集計していない。	集計していない。	143	11	38%	集計していない。	143	11	38%	集計していない。	142	12	38%
6	文京区町会連合会	地域活動団体	集計していない。	1		8%	集計していない。	1		7%	集計していない。	1		7%	集計していない。	1		7%	集計していない。	1		11%
7	文京さくらまつり実行委員会	文京さくらまつりを実施運営するための委員会	32%	1		32%	2年度実施なし			2年度実施なし	34%	1		16%	32%	1		13%	32%	1		13%
8	文京つつじまつり実行委員会	文京つつじまつりを実施運営するための委員会	11%	1		11%	2年度実施なし			2年度実施なし	3年度実施なし			3年度実施なし	21%	1		11%	12%	1		11%
9	文京あじさいまつり実行委員会	文京あじさいまつりを実施運営するための委員会	3%	1		3%	2年度実施なし			2年度実施なし	3年度実施なし			3年度実施なし	3%	1		3%	3%	1		3%
10	文京菊まつり実行委員会	文京菊まつりを実施運営するための委員会	14%	1		16%	14%	1		16%	22%	1		22%	23%	1		23%	25%	1		25%
11	アカデミー推進課 文京梅まつり実行委員会	文京梅まつりを実施運営するための委員会	25%	1		20%	23%	1		18%	12% (女性委員退任のため)	1		0%	12%	1		0%	8%	1		0%
12	文京朝顔・ほおずき市実行委員会	文京朝顔・ほおずき市を実施運営するための委員会	16%	1		11%	2年度実施なし			2年度実施なし	3年度実施なし			3年度実施なし	18%	1		0%	20%	1		13%
13	根津・汐見地区合同事業実行委員会	根津・千駄木下町まつりを実施運営するための委員会	31%	1		0%	2年度実施なし			2年度実施なし	3年度実施なし			3年度実施なし	22%	1		0%	16%	1		0%
14	文京建築会	地域における建築と環境に関わる文化の創造発展を目指す団体	集計していない。	1		0%	集計していない。	1		0%	集計していない。	1		14%	集計していない。	1		14%	集計していない。	1		14%
15	文京一葉会	樋口一葉の功績顕彰等の各種活動を行う団体	集計していない。	1		14%	集計していない。	1		25%	集計していない。	1		33%	集計していない。	1		37%	集計していない。	1		37%
16	文京ふるさと歴史館友の会	地域文化の向上に寄与するための文京ふるさと歴史館協力団体	50%	1		33%	集計していない。	1		25%	集計していない。	1		25%	集計していない。	1		25%	集計していない。	1		25%
17	スポーツ振興課 文京区体育協会	スポーツの普及・振興をし、区民の体力向上とスポーツ精神高揚を図り、各種スポーツ団体の育成を目指している組織	集計していない。	1		13%	集計していない。	1		13%	集計していない。	1		13%	集計していない。	1		13%	集計していない。	1		13%
18	スポーツ推進委員会	地域スポーツの振興を目的とした委員であるスポーツ推進委員の職務遂行のための協議会・連絡会（任意団体）	約31%	1		50%	約31%	1		50%	約31%	1		50%	約35%	1		42%	約34%	1		37%
19	スポーツ交流ひろば自主運営委員会	地域スポーツ振興を目的とし、学校施設のスポーツ開放を運営する団体（8団体）	約半数	8	1	集計していない。	約半数	8	1	集計していない。	約半数	8	2	集計していない。	約半数	6	2	集計していない。	約半数	6	2	41%
20	少年課 こどもひろば自主運営委員会	こどもの遊び場として、校庭開放を運営する地域の方の集まり（5団体）	集計していない。	3	1	集計していない。	集計していない。	4	1	集計していない。	集計していない。	4	1	集計していない。	集計していない。	4	1	集計していない。	集計していない。	4	1	集計していない。

所管課	団体名	団体の概要	R元			R2			R3			R4			R5			
			団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長 長職 男性	会長 長職 女性	役員 の 女性 比	団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長 長職 男性	会長 長職 女性	役員 の 女性 比	団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長 長職 男性	会長 長職 女性	役員 の 女性 比	団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長 長職 男性	会長 長職 女性	役員 の 女性 比
21	福祉政策課 文京区民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員で構成され、活動の向上を図るための組織	約74%		1	85%	約74%		1	85%	約74%		1	85%	約74%		1	85%
22	文京区社会福祉協議会	社会福祉事業の企画・実施により地域福祉を推進する団体	約76%	1		54%	約76%	1		54%	約83%	1		46%	約83%	1		46%
23	高齢福祉課 話し合い員連絡協議会	話し合い員で構成される活動体	100%		1	100%	100%		1	100%	100%		1	100%	99%		1	100%
24	高齢者クラブ連合会	文京区内の高齢者クラブで構成される横断的な活動体	約70%	1		54%	約70%	1		53%	約70%	1		47%	約70%	1		47%
25	障害福祉課 大塚福祉作業所保護者会	障害者通所施設利用者の保護者の会	90%以上		1	100%	90%以上		1	100%	90%以上		1	0%	90%以上		1	0%
26	小石川福祉作業所保護者会	障害者通所施設利用者の保護者の会	90%以上		1	100%	90%以上		1	100%	100%		1	100%	100%		1	100%
27	本郷福祉センター保護者会	障害者通所施設利用者の保護者の会	90%以上		1	100%	90%以上		1	100%	90%以上		1	100%	90%以上		1	100%
28	子育てセンター 教育センター幼児部父母会	児童発達支援事業利用児の保護者の会	100%		1	100%	100%		1	100%	現在、休会中のため実績なし				現在、休会中のため実績なし			
29	児童青少年課 文京区青少年健全育成会（9地区）	青少年健全育成活動の推進団体	集計していない。	9		32%	集計していない。	9		32%	集計していない。	9		集計していない。	集計していない。	9		集計していない。
30	放課後全児童向け事業運営委員会	各小学校における放課後全児童向け事業運営事業者の評価・選定をする団体。	集計していない。	11	3	集計していない。	集計していない。	12	5	集計していない。	集計していない。	13	5	集計していない。	集計していない。	14	4	集計していない。
31	福祉政策課 文京区保護司会	犯罪者の更正と保護を目的とした団体	約39%	1		59%	約39%	1		59%	約43%	1		46%	約44%	1		46%
32	総務課 文京区女性団体連絡会	文京区の女性団体で構成する横断的な連絡会	90%		1	100%	90%		1	100%	90%		1	100%	90%		1	100%
33	生活衛生課 文京動物愛護協会	動物に対する「創い主のマナー向上」と「正しいしつけ」を啓発する団体	62%		1	80%	62%		1	80%	62%		1	80%	62%		1	80%
34	東京都薬物乱用防止推進文京区地区協議会	薬物乱用防止のため啓発活動を推進する団体	23%	1		42%	25%	1		42%	25%	1		42%	25%	1		42%
35	道路課 文の京ロード・サポート	ボランティア団体	集計していない。	19	2	集計していない。	集計していない。	19	1	集計していない。	集計していない。	18	1	集計していない。	集計していない。	18	1	集計していない。
36	公園みどり課 公園ガーデナー（平日）	公園花壇の植栽と手入れをする団体	84% （昨年度末に区報で募集をかけたところ男性が若干増えたため）	1		0%	79% （区報で募集をかけたところ男性が若干増えたため）	1		0%	79%	1		0%	76.7% （新規の男性参加者の増加のため）	1		0%
37	公園ガーデナー（休日）	公園花壇の植栽と手入れをする団体	82% （昨年度末に区報で募集をかけたところ男性が若干増えたため）	1		100%	78% （区報で募集をかけたところ男性が若干増えたため）	1		100%	90%	1		100%	80% （新規の男性参加者の増加のため）	1		100%
38	リサイクルイン文京	廃棄物の発生抑制や環境に配慮した活動を行う団体	88%		1	86%	88%		1	86%	88%		1	86%	88%		1	86%
39	ステージ・エコ実行委員会	地域の発展と活性化に寄与するフリーマーケット事業を行う委員会	87%		1	75%	87%		1	75%	87%		1	75%	85.7% （辞任により女性委員が減少したため）		1	75%
40	文京エコ・リサイクルフェア実行委員会	地域の発展と活性化に寄与する3R啓発を行う委員会	37%		1	50%	40%		1	50%	47%		1	50%	37.5% （各団体の推薦により女性委員が減少したため）		1	50%
41	幼稚園PTA連合会	区立幼稚園（10園）のPTA会員により構成される連合会。ただし、各会長及び副会長の構成比とする。	100%		1	100%	90% 各園PTAでの改選のため		1	90%	89% （各園PTAでの改選のため）		1	70%	92% 各園PTAでの改選のため		1	70%

所管課	団体名	団体の概要	R元			R2			R3			R4			R5			
			団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長職男性	会長職女性	役員の女性比	団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長職男性	会長職女性	役員の女性比	団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長職男性	会長職女性	役員の女性比	団体全体に占める女性の割合（前年度と比較して減少した場合は、その理由）	会長職男性	会長職女性	役員の女性比
42	教育総務課 小学校PTA連合会	区立小学校（20校）のPTA会員により構成される連合会。ただし、各会長及び副会長の構成比とする。	53% 各校PTAでの改選のため	1	15%	48% 各校PTAでの改選のため	1	10%	50%	1	15%	60%	1	15%	50%	1	25%	
43	中学校PTA連合会	区立中学校（10校）のPTA会員により構成される連合会。ただし、各会長及び副会長の構成比とする。	60% 各校PTAでの改選のため	1	0%	53% 各校PTAでの改選のため	1	10%	50% (各校PTAでの改選のため)	1	10%	48% 各校PTAでの改選のため	1	10%	39% 各校PTAでの改選のため	1	0%	
44	青少年委員会	学校支援を中心に事業をコーディネートする青少年委員で構成される団体 役員:正副会長及び各部長、副部長15人	37%	1	50%	48%	1	50%	40%	1	47%	40%	1	47%	40%	1	50%	
45	図書館 ライブラリーパートナー	図書館運営に協力するボランティア団体	集計していない。	11	集計していない。	集計していない。	11	集計していない。	集計していない。	11	集計していない。	集計していない。	1	8	集計していない。	集計していない。	1	8
46	委員会 明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進拡充のための活動を行う団体	40%	1	40%	40%	1	40%	40%	1	40%	30%	1	30%	30%	1	30%	

重点項目

総務課／関係課

事業番号	事業名	事業概要					
25	委員会・審議会等への男女平等参画の推進	女性委員の参画状況を継続的に調査し、結果を周知する。委員の改選時期を捉え、審議機関の目的・性格に応じて女性を積極的に登用し、女性委員のいない審議会等はその状況を解消する。男女いずれか一方の性が委員総数の40%未満とならないことを目標とする。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	委員会・審議会等における女性委員の割合 (%)		33.5%	35.7%			
	全ての審議会における委員総数 (人)		1,322	1,251			
	全ての審議会における女性委員数 (人)		443	446			
②	男女いずれか一方の性が委員総数の4割未満とならない目標に達している審議会等の割合 (%)		26.1%	33.3%			
	対象審議会総数		69	69			
	4割未満とならない目標達成審議会数		18	23			
③	男女いずれか一方の性が10割を占めている審議会等の割合 (%)		7.2%	2.9%			
	一方の性が10割を占めている審議会数		5	2			

各委員会・審議会等の構成員・参画率に関するコメント等については、別添の令和6年6月企画政策部・区民部作成「区民参画の進展を探る－令和5年度区民参画現況調査報告－」における審議会等構成員調査を参照のこと。

※ 男女いずれか一方の性が委員総数の4割未満とならない目標に達している審議会等には、「審議会等構成員調査」の女性比率の欄を太枠で囲んでいます。

所管課による R5年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点 (4段階評価)
2	A 男女平等意識の向上を促している。 B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。 C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないよう配慮している。	4 : 十分達成された。 3 : ある程度達成されたが、課題あり。 2 : 不十分であった。 1 : 全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価
R5	【評価できる点とその根拠・理由】 所管課へのちらしの配付や声掛けなどの継続的な働きかけにより、事業実績①から③までについて、いずれも数値割合が改善しており、女性の登用が着実に進んでいる。	
	【取組が不十分だった点とその理由】 事業実績①及び②について、数値割合は改善傾向にあるが4割未満であり、十分な数値とは言えないため、継続的な取組が必要である。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 委員の男女比率について、40%を毎年の達成目標として明確に定め、庁内に意識付けをするため、職員向けの研修等を通じ、所管部署へ委員改選時における積極的な働きかけを依頼する。	
	所管課による年度評価	

R4	【評価できる点とその根拠・理由】	<p>事業実績①、②について若干改善の兆しが見受けられる。委員の男女比率については、40%を毎年の達成目標として明確に定め、引き続き地道な働きかけに努められたい。</p> <p>また、ちらしの作成に当たっては、参考事例の記載や女性委員の推薦を促す文言の追加、40%の目標数値の表記等を検討され、より効果的な紙面づくりに取り組まれたい。</p>
	令和4年度も引き続き、委員会・審議会等の団体推薦委員等の改選時に、女性委員推薦への配慮について言及したちらしの配布や声掛け等の周知を依頼した。また、ちらしを見直すとともに、委員委嘱の事務手続の中で、目標に達しなかった理由の聞き取りを行うなど積極的な働きかけを行い、項目①及び②については、僅かではあるが、数値割合が改善した。	
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	項目①及び②とも数値割合は僅かに増加したものの、継続的な取組を要する数値である。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】	
引き続き所管部署へ委員改選時における積極的な働きかけを依頼する。		
	所管課による年度評価	2

審議会等構成員調査

凡例	記号	○	×	/	—
	議事録の公開	公開している	公開していない	作成していない	(部会など)設置なし
	傍聴	傍聴可能	傍聴不可能	規定していない	(部会など)設置なし

I 行政委員会（地方自治法第180条の5参照）

※網掛け欄の数字は女性委員数（内数）

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開 全体会 部会	傍聴 全体会 部会	保育			
1	教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		1					4		5	0.0	40.0		選任に当たっては、議会の同意が必要のため		○	—	○	—	設置なし	
2	監査委員	監査事務局	地方自治法	1						2		3	0.0	33.3		選任に当たっては、議会の同意が必要のため	区長の選任によるため	○	—	/	—	設置なし	
3	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法								4	4	0.0	25.0	会社役員1、看護師1、弁護士1、会計年度任用職員1	選任に当たっては、議会の議決が必要のため	議会の選挙により選ばれるため	○	—	○	—	設置なし	
			小計	1	1	0	0	0	0	6	4	12	0.0	33.3									
				0	0	0	0	0	0	3	1	4											

II 法律・条例により設置されている附属機関（地方自治法第138条の4、第202条の3参照）

※網掛け欄の数字は女性委員数（内数）

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開 全体会 部会	傍聴 全体会 部会	保育			
4	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	総務課	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例	1				3	2	2	1	9	22.2	11.1	人権擁護委員1		委員は、関係団体からの推薦及び選考結果のため	○	—	○	—	設置なし	
5	文京区情報公開及び個人情報保護審査会	総務課	文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例					1		1	3	5	0.0	20.0	弁護士2、行政経験1	専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまない	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし	
6	文京区行政不服審査会	総務課	文京区行政不服審査会条例							1	2	3	0.0	33.3	弁護士1、行政経験1	専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまない	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし	
7	特別職報酬等審議会	総務課	文京区特別職報酬等審議会条例					7	2		1	10	20.0	50.0	弁護士1			○	—	○	—	設置なし	
8	文京区男女平等参画推進会議	総務課（ダイバーシティ推進担当）	文京区男女平等参画推進条例					8	4	4		16	25.0	62.5			委員は学識経験者を除き、関係団体からの推薦、区民からの公募により構成されるため	○	○	○	○	設置あり（事前予約）	
9	財産価格審議会	契約管財課	文京区財産価格審議会条例	5	1	2	1			1		10	0.0	30.0		専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	区議は議長の推薦、行政機関は職にある者を充てるため	×	—	/	—	設置なし	
10	「文の京」安全・安心まちづくり協議会	危機管理課	文京区安全・安心まちづくり条例			3	6	16	8	2		35	22.9	25.7			公募委員を除き、関係機関等の代表者で構成されるため	○	/	○	/	設置なし	
11	市町村防災会議	防災課	災害対策基本法	3	3	14	14	15		3		52	0.0	13.5			条例により、地域防災計画の作成・実施及び災害発生時には情報収集の活動をするため、公募委員はなじまないため	防災関係機関等の代表者によって構成されるため	○	—	/	—	設置なし
12	文京区消防団運営委員会	防災課	特別区の消防団の設置等に関する条例	6	1		2	2		4		15	0.0	33.3		都条例により組織が決まっているため	防災関係機関等の代表者によって構成されるため	/	—	/	—	設置なし	
13	民生委員推薦会	福祉政策課	民生委員法	2		3	1	6		2		14	0.0	28.6		委員構成は、文京区民生委員推薦会規則で定められているため	委員構成は、文京区民生委員推薦会規則で定められているため	/	—	×	—	設置なし	
				1			1	1		1		4											

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	公募 比率	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)		議事録の公開		傍 聴		保 育	
																	全体会	部会	全体会	部会				
14	文京区障害者介護給付等の支給に関する審査会	障害福祉課	障害者総合支援法							1	9	10	0.0	30.0	医師2、理学療法士1、作業療法士1、社会福祉士2、精神保健福祉士2、介護福祉士1	委員は障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命するものと障害者総合支援法第16条第2項に定められているため	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考えによるため	×	—	×	—	設置なし		
15	介護認定審査会	介護保険課	介護保険法				6	42		1	10	59	0.0	47.5	リハビリテーション専門医1、認知症サポート医2、保健師2、看護師3、社会福祉士1、介護支援専門員1	医療・介護など専門性を有する人材の確保が求められ、公募になじまないため		×	×	×	×	設置なし		
16	文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会	国保年金課	国民健康保険法	7				17				24	0.0	41.7			委員の一部は、関係団体の充て職になるため		○	—	○	—	設置なし	
17	文京区子ども・子育て会議	子育て支援課	文京区子ども・子育て会議条例					8	5	3		16	31.3	56.3					○	—	○	—	設置あり	
18	地域保健推進協議会	生活衛生課	地域保健法				2	16	4	4		26	15.4	30.8			公募委員、学識経験者等を除き、関係団体等の代表者で構成されるため		○	—	○	—	設置なし	
19	公害健康被害認定審査会	予防対策課	文京区公害健康被害認定審査会条例			2		6		5		13	0.0	30.8			審査に関して医学・法学の知識が必要となるため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし	
20	大気汚染障害者認定審査会	予防対策課	文京区大気汚染障害者認定審査会条例			1		3		1		5	0.0	40.0			審査に関して医学的な知識が必要となるため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし	
21	公害診療報酬審査会	予防対策課	文京区公害診療報酬審査会条例					5		1		6	0.0	16.7			審査に関して医学・薬学的な知識が必要となるため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし	
22	文京区感染症診査協議会	予防対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律							12		12	0.0	16.7			審査に関して医学・薬学的な知識が必要となるため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	×	×	×	設置なし	
23	文京区都市計画審議会	都市計画課	文京区都市計画審議会条例	7			3	4	3	3		20	15.0	20.0			区議は議長の推薦、行政機関は職にある者を充てるため		○	—	○	—	設置なし	
24	文京区景観づくり審議会	住環境課	文京区景観づくり条例	6		4			4	5		19	21.1	15.8			区議は議長の推薦、区職員は職にある者を充てるため		○	—	○	—	設置なし	
25	文京区建築審査会	住環境課	建築基準法							6		6	0.0	16.7			協議において重要な個人情報を取り扱うため、公募委員が審議するのに適切ではない	第2ブロック合同で運営しており、委員の選出に際し本区の意向のみを反映できないため	○	—	○	—	設置なし	
26	文京区建築紛争調停委員会	住環境課	文京区中高层建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例							3		3	0.0	33.3			協議において重要な個人情報を取り扱うため、公募委員が審議するのに適切ではない	委員退任の際に、後任委員候補を推薦するため	／	—	×	—	設置なし	
27	文京区空家等対策審議会	建築指導課	文京区空家等対策審議会条例				3	2	3	2	4	14	21.4	50.0	専門家：弁護士1、司法書士1、建築士1、宅地建物取引士1		学識経験者・専門家・関係団体推薦時、極力女性の推薦を依頼している。公募委員は成績によるため不確定。		○	×	○	×	設置なし	
28	文京区住宅政策審議会	住環境課	文京区住宅基本条例	6		6		5	2	6		25	8.0	28.0			区議は議長の推薦、区職員は職にある者を充てているため		○	×	○	×	設置なし	
29	文京区リサイクル清掃審議会	リサイクル清掃課	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例					11	6	2		19	31.6	42.1					○	要旨	○	○	設置なし	
30	文化財保護審議会	教育総務課	文京区文化財保護条例							7		7	0.0	14.3			専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	分野によっては女性の学識経験者が少ないこともある。改選時には性別が偏らないように努力する	○	○	○	○	設置なし	
31	青少年問題協議会	児童青少年課	文京区青少年問題協議会条例	8	2	1	7			25		43	0.0	34.9			青少年関係団体相互の連絡調整的要素が強い	委員の一部は、関係団体の充て職になるため	○	○	○	／	設置なし	
32	教育センター運営委員会	教育センター	文京区教育センター条例			5	10				0	15	0.0	40.0			学校長及び幼稚園長並びに副校長及び副園長による組織運営のため		／	—	／	—	設置なし	
			小計	51	7	41	55	177	43	107	30	511	8.4	32.5										
				15	2	4	15	59	20	35	16	166												

Ⅲ 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

※網掛け欄の数字は女性委員数（内数）

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開 全体会 部会	傍聴 全体会 部会	保育			
33	文京区基本構想推進区民協議会	企画課	文京区基本構想推進区民協議会設置要綱					15	11	2		28	39.3	42.9			団体の推薦者に男性が多かったため。直改選時には男女比に考慮するよう働きかける。	○	○	○	○	設置あり (事前予約)	
34	メディアパートナー会議	広報課	メディアパートナー設置要綱						15			15	100.0	53.3				○	○	/	/	設置あり (事前予約)	
35	表彰審査会	総務課	文京区表彰規則	2	2	15						19	0.0	15.8		個人情報を取り扱うため	委員は、充て職となっているため	/	—	/	—	設置なし	
36	文京区いじめ問題調査委員会	総務課	文京区いじめ問題調査委員会設置要綱				1			3		4	0.0	25.0		個人情報を取り扱うため	・選出者に男性が多かったため ・次回改選時には、男女比に考慮する。	×	—	—	—	設置なし	
37	文京区指定管理者評価委員会	契約管財課	指定管理者評価委員会設置要綱				5			1	1	7	0.0	14.3		指定管理者の専門的知識を有する者	専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	学識経験者・その他を除き、委員は充て職となっているため	要旨○	—	—	—	設置なし
38	文京区コミュニティバスBーぐる沿線協議会	区民課	文京区コミュニティバスBーぐる沿線協議会設置要綱			1		10	4	1	1	17	23.5	23.5		Bーぐるに関し調査研究等の実績がある者		団体推薦は、当該団体の考え方によるため	要旨○	—	/	—	設置なし
39	文京区立森鷗外記念館運営協議会	アカデミー推進課	文京区立森鷗外記念館運営協議会設置要綱			2		3		4		9	0.0	22.2		専門知識を有する人材確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため		団体推薦は、当該団体の考え方によるため	○	—	/	—	設置なし
40	文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会	アカデミー推進課	文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会設置要綱			2				2		4	0.0	25.0		専門知識を有する人材確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため		団体推薦は、当該団体の考え方によるため	○	—	/	—	設置なし
41	文京区地域福祉推進協議会	福祉政策課	文京区地域福祉推進協議会設置要綱					19	9	5		33	27.3	33.3				特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	○	○	○	○	設置あり (事前予約)
42	文京区居住支援協議会	福祉政策課	文京区居住支援協議会設置要綱				11	3	7		1	22	0.0	40.9		関係団体との連絡調整等を図る会議のため			○	—	○	—	設置なし
43	文京区老人ホーム入所判定委員会	高齢福祉課	文京区老人ホーム入所判定委員会設置要綱				1	10			3	14	0.0	57.1		医師2、福祉施設長1	厚生省社会局長通達により委員構成が定められているため		×	—	×	—	設置なし
44	文京区地域包括ケア推進委員会	高齢福祉課	文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱					14	5	1		20	25.0	45.0				特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	○	○	○	×	設置なし
45	文京区障害者地域自立支援協議会	障害福祉課	文京区障害者地域自立支援協議会設置要綱				4	2	15		2	24	0.0	33.3		精神科医師1	関係機関との連絡調整を図る会議のため	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	○	○	○	○	設置なし
46	文京区障害者差別解消支援地域協議会	障害福祉課	文京区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱				4	1	14		2	24	0.0	29.2		当事者委員4	障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針により協議会の構成を決定したため	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	×	—	×	—	設置なし
47	文京区柔道整復療養費調査会	国保年金課	文京区柔道整復療養費調査会設置要綱							3		3	0.0	0.0			医療の専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	医療の専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	/	—	×	—	設置なし
48	文京区はり、きゅう及びあんま・マッサージ療養費調査会	国保年金課	文京区はり、きゅう及びあんま・マッサージ療養費調査会設置要綱							3		3	0.0	66.7			医療の専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	医療の専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	/	—	×	—	設置なし
49	文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会	幼児保育課	文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱				4		2	7	2	15	0.0	20.0		園児又は保護者の代表2	高度に専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	委員全員の推薦により、次の委員が決定されるため	○	/	○	×	設置なし
50	文京区公私立幼稚園連絡協議会	幼児保育課	文京区公私立幼稚園連絡協議会設置要綱			1	7				9	17	0.0	41.2		私立幼稚園長6、区立幼稚園長3	関係団体との連絡調整を図ることが目的のため	関係団体の代表者で構成されるため	要旨○	—	×	—	設置なし
51	文京区保育所における医療的ケア判定会	幼児保育課	文京区保育所における医療的ケア判定会設置要綱				6	12		2	3	23	0.0	65.2		私立保育園事業者	個人情報を取り扱うため	特定の職に対し委員を充てているため	/	—	/	—	設置なし
52	(仮称)文京区児童相談所運営計画検討委員会	児童相談所開設準備室	(仮称)文京区児童相談所運営計画検討委員会設置要綱							2	4	6	0.0	16.7		医師、弁護士、社会的養護関係者2	各分野における知見を有する人材が求められるため。	特定の職に対し委員を充てているため	要旨○	—	—	—	設置なし
53	文京区保健衛生協議会	生活衛生課	文京区保健衛生協議会設置要綱			1	7		12			20	0.0	20.0			当該団体との連絡調整を図る会議のため	両医師会会長及び会長の推薦により、委員が決定されるため	×	—	/	/	設置なし

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	男女比率に関するコメント(比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開 全体会 部会	傍聴 全体会 部会	保育			
54	文京区歯科衛生協議会	生活衛生課	文京区歯科衛生協議会要綱		1	9		7				17	0.0	17.6		当該団体との連絡調整を図る会議のため	両歯科医師会会長及び会長の推薦により、委員が決定されるため	×	—	／	—	設置なし	
					1	2						3											
55	文京区献血推進協議会	生活衛生課	文京区献血推進協議会要綱	2	3	2		22				29	0.0	48.3		当該団体との連絡調整を図る会議のため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	／	—	設置なし	
				1	1	1		11				14											
56	文京区地域医療連携推進協議会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱				1	11		4		16	0.0	12.5		医学の専門と関係団体との連絡調整が必要なため	団体、大病院は、当該団体の考え方によるため	○	—	○	—	設置なし	
							1	1				2											
57	文京区予防接種健康被害調査委員会	予防対策課	文京区予防接種健康被害調査委員会要綱				1	4		1		6	0.0	50.0		審議内容に関して医学的知識が必要となるため	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	×	—	×	—	設置なし	
							1	1		1		3											
58	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議	予防対策課	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議設置要綱			1	6	5			7	19	0.0	15.8	区内医療機関7	感染症発生時の関係機関の役割等を審議する会議のため	団体等推薦は、当該団体等の考え方によるため	×	—	×	—	設置なし	
							1				2	3											
59	文京区地域精神保健福祉連絡協議会	予防対策課	文京区地域精神保健福祉連絡協議会要綱			3		17			1	21	0.0	47.6	関係団体利用者1	関係機関との連絡調整を図る会議のため	委員は、関係団体からの推薦によるため	○	—	○	—	設置なし	
							1	9				10											
60	文京区感染症連絡会	予防対策課	文京区感染症連絡会設置要綱			1		2			5	8	0.0	37.5	区内医療機関5	感染症対策に関する区の施策への助言及び医療機関間における感染症対策の情報共有を行う会議のため	団体等推薦は、当該団体等の考え方によるため	×	—	×	—	設置なし	
							1	1			1	3											
61	文京区既存不適格建築物特例協議会	都市計画課	文京区既存不適格建築物特例協議会設置要綱			2					2	4	0.0	0.0		協議において重要な個人情報を取り扱うため、公募委員が審議するのに適切ではない	特定の職に対し委員を充てているため	×	—	／	—	設置なし	
												0											
62	文京区都市マスタープラン見直し検討協議会	都市計画課	文京区都市マスタープラン見直し検討協議会設置要綱			6		5	5	5		21	23.8	14.3			公募委員、学識経験者等を除き、特定の職に対して充てている、又は関係団体等による、推薦のため	要旨○	—	○	—	設置なし	
									2	1		3											
63	文京区交通安全協議会	管理課	文京区交通安全協議会規約	4	2	1	8	14				29	0.0	10.3		実施機関の代表者による組織運営のため	官公署の長は、充て職となっている。団体推薦は、当該団体の考え方によるため	／	／	／	／	設置なし	
				1			1	1				3											
64	文京区地球温暖化対策地域推進協議会	環境政策課	文京区地球温暖化対策地域推進協議会設置要綱				1	5	5	3	5	19	26.3	26.3	事業者5		①特定の職以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため。②団体推薦依頼時等に女性委員の登用への配慮依頼を継続して行う。	○	—	○	—	設置なし	
								1	3		1	5											
65	文京区生物多様性地域戦略協議会	環境政策課	文京区生物多様性地域戦略協議会設置要綱					6	5	2	1	14	35.7	35.7	事業者1		①特定の職以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため。②団体推薦依頼時等に女性委員の登用への配慮依頼を継続して行う。	○	—	○	—	設置なし	
								2	2		1	5											
66	文部科学大臣表彰審査会	学務課	文部科学大臣表彰推薦要項・東京都功労者表彰推薦要項・東京都教育委員会表彰等取扱要綱					9			2	11	0.0	9.1	校長2	関係団体の代表者による組織運営のため	団体推薦は、当該団体の特定の職に対し、委員を充てているため。	×	—	×	—	設置なし	
											1	1											
67	文京区特別支援教育相談委員会	教育指導課	文京区特別支援教育相談委員会設置要綱			2	35			4	121	162	0.0	62.3	校園長教諭121	特別支援教育に関する専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため		×	×	×	×	設置なし	
							25			2	74	101											
68	文京区教育委員会いじめ問題対策協議会	教育指導課	文京区教育委員会いじめ問題対策協議会設置要綱			8	5			1	2	16	0.0	6.3	校長2	関係団体との連絡調整を図ることが目的のため	特定の職に対し、委員を充てているため	／	／	×	×	設置なし	
							1					1											
69	文京区立学校教科用図書審議会	教育指導課	文京区立学校教科用図書採択実施要綱			1		2	2		4	9	22.2	33.3	校長4		特定の職に対し委員を充てているため	○ 時限 秘	／	×	×	設置なし	
								1	1		1	3											
			小計	8	10	107	83	220	61	63	176	728	8.4	37.9									
				3	5	19	47	63	29	13	97	276											
			合計	60	18	148	138	397	104	176	210	1,251	8.3	35.7									
				18	7	23	62	122	49	51	114	446											

- ① 35.7% …全審議会における女性委員の割合
 ② 23 …一方の性が4割未満とならない審議会数
 ※3人の委員で構成される審議会等については、女性委員が1～2人であれば対象とする。
 33.3% …一方の性が4割未満とならない審議会数の割合
 ※3人の委員で構成される審議会等については、女性委員が1～2人であれば対象とする。
 ③ 2 …一方の性が10割を占めている審議会数
 2.9% …一方の性が10割を占めている審議会数の割合

委員会・審議会等における女性比の経年推移

I 行政委員会（地方自治法第180条の5参照）

No.	名称	担当課	根拠法	R元	R2	R3	R4	R5
				女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	女性比率
1	教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
2	監査委員	監査事務局	地方自治法	33.3	33.3	33.3	66.7	33.3
3	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法	33.3	25.0	25.0	25.0	25.0

II 法律・条例により設置されている附属機関（地方自治法第138条の4、第202条の3参照）

No.	名称	担当課	根拠法	R元	R2	R3	R4	R5
				女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	女性比率
4	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	総務課	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例	22.2	22.2	11.1	11.1	11.1
5	文京区情報公開及び個人情報保護審査会	総務課	文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
6	文京区行政不服審査会	総務課	文京区行政不服審査会条例	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3
7	特別職報酬等審議会	総務課	文京区特別職報酬等審議会条例	30.0	30.0	40.0	40.0	50.0
8	文京区男女平等参画推進会議	総務課（ダイバーシティ推進担当）	文京区男女平等参画推進条例	46.7	56.3	57.1	68.8	62.5
9	財産価格審議会	契約管財課	文京区財産価格審議会条例	40.0	30.0	20.0	20.0	30.0
	文京区国民保護協議会	危機管理課	国民保護法	20.0	15.7	13.2	17.0	-
10	「文の京」安全・安心まちづくり協議会	危機管理課	文京区安全・安心まちづくり条例	30.0	30.0	31.4	31.4	25.7
11	市町村防災会議	防災課	災害対策基本法	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5
12	文京区消防団運営委員会	防災課	特別区の消防団の設置等に関する条例	20.0	26.7	40.0	46.7	33.3
13	民生委員推薦会	福祉政策課	民生委員法	46.2	42.9	35.7	21.4	28.6
14	文京区障害者介護給付等の支給に関する審査会	障害福祉課	障害者総合支援法	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
15	介護認定審査会	介護保険課	介護保険法	46.0	46.9	49.1	50.9	47.5
16	文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会	国保年金課	国民健康保険法	41.7	41.7	41.7	41.7	41.7
17	文京区子ども・子育て会議	子育て支援課	文京区子ども・子育て会議条例	59.1	58.8	56.3	56.3	56.3
18	地域保健推進協議会	生活衛生課	地域保健法	33.3	33.3	37.5	37.5	30.8
19	公害健康被害認定審査会	予防対策課	文京区公害健康被害認定審査会条例	7.7	7.7	15.4	23.1	30.8

No.	名称	担当課	根拠法	R元	R2	R3	R4	R5
				女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	女性比率
20	大気汚染障害者認定審査会	予防対策課	文京区大気汚染障害者認定審査会条例	0.0	0.0	20.0	20.0	40.0
21	公害診療報酬審査会	予防対策課	文京区公害診療報酬審査会条例	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
22	文京区感染症診査協議会	予防対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
23	文京区都市計画審議会	都市計画課	文京区都市計画審議会条例	37.5	43.8	31.3	25.0	20.0
24	文京区景観づくり審議会	住環境課	文京区景観づくり条例	20.0	10.0	15.0	15.0	15.8
25	文京区建築審査会	住環境課	建築基準法	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7
26	文京区建築紛争調停委員会	住環境課	文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3
27	文京区空家等対策審議会	建築指導課	文京区空家等対策審議会条例	28.6	42.9	35.7	35.7	50.0
28	文京区住宅政策審議会	住環境課	文京区住宅基本条例	-	-	-	29.2	28.0
29	文京区リサイクル清掃審議会	リサイクル清掃課	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例	38.9	38.9	42.1	42.1	42.1
30	文化財保護審議会	教育総務課	文京区文化財保護条例	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3
31	青少年問題協議会	児童青少年課	文京区青少年問題協議会条例	37.2	32.6	32.6	30.2	34.9
32	教育センター運営委員会	教育センター	文京区教育センター条例	40.0	33.3	46.7	-	40.0

III 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

No.	名称	担当課	根拠法	R元	R2	R3	R4	R5
				女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	女性比率
33	文京区基本構想推進区民協議会	企画課	文京区基本構想推進区民協議会設置要綱	42.9	27.6	31.0	35.7	42.9
	文京区立元町公園及び旧元町小学校の保全・有効活用検討会	企画課	文京区立元町公園及び旧元町小学校の保全・有効活用検討会設置要綱	-	-	-	-	-
34	メディアパートナー会議	広報課	メディアパートナー設置要綱	57.1	50.0	50.0	53.3	53.3
35	表彰審査会	総務課	文京区表彰規則	16.7	15.8	5.3	10.5	15.8
36	文京区いじめ問題調査委員会	総務課	文京区いじめ問題調査委員会設置要綱	-	25.0	25.0	25.0	25.0
37	文京区指定管理者評価委員会	契約管財課	指定管理者評価委員会設置要綱	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3
	文京区公の施設に係る指定管理者選定委員会	契約管財課	文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	14.3	14.3	14.3	-	-
38	文京区コミュニティバスBーぐる沿線協議会	区民課	文京区コミュニティバスBーぐる沿線協議会設置要綱	29.4	17.6	17.6	17.6	23.5
	文京区技能名匠者審査会	経済課	文京区技能名匠者認定事業実施要綱	12.5	25.0	12.5	12.5	-

No.	名称	担当課	根拠法	R元	R2	R3	R4	R5
				女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	女性比率
	文京区アカデミー推進協議会	アカデミー推進課	アカデミー推進協議会設置要綱	25.0	33.3	37.0	-	-
39	文京区立森鷗外記念館運営協議会	アカデミー推進課	文京区立森鷗外記念館運営協議会設置要綱	11.1	11.1	11.1	11.1	22.2
40	文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会	アカデミー推進課	文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会設置要綱	0.0	0.0	0.0	-	25.0
41	文京区地域福祉推進協議会	福祉政策課	文京区地域福祉推進協議会設置要綱	46.9	42.4	42.4	39.4	33.3
42	文京区居住支援協議会	福祉政策課	文京区居住支援協議会設置要綱	10.0	5.3	14.3	18.2	40.9
43	文京区老人ホーム入所判定委員会	高齢福祉課	文京区老人ホーム入所判定委員会設置要綱	54.5	61.5	57.1	53.3	57.1
44	文京区地域包括ケア推進委員会	高齢福祉課	文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱	35.0	35.0	35.0	35.0	45.0
45	文京区障害者地域自立支援協議会	障害福祉課	文京区障害者地域自立支援協議会設置要綱	28.0	29.2	33.3	33.3	33.3
46	文京区障害者差別解消支援地域協議会	障害福祉課	文京区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱	25.0	29.2	18.2	29.2	29.2
47	文京区柔道整復療養費調査会	国保年金課	文京区柔道整復療養費調査会設置要綱	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
48	文京区はり、きゅう及びあんま・マッサージ療養費調査会	国保年金課	文京区はり、きゅう及びあんま・マッサージ療養費調査会設置要綱	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7
49	文京区立さしがや保育園アセスメント健康対策等専門委員会	幼児保育課	文京区立さしがや保育園アセスメント健康対策等専門委員会設置要綱	14.3	21.4	21.4	20.0	20.0
50	文京区公私立幼稚園連絡協議会	幼児保育課	文京区公私立幼稚園連絡協議会要綱	80.0	44.4	50.0	41.2	41.2
51	文京区保育所における医療的ケア判定会	幼児保育課	文京区保育所における医療的ケア判定会設置要綱	52.9	65.2	61.9	54.5	65.2
52	(仮称)文京区児童相談所運営計画検討委員会	児童相談所開設準備室	(仮称)文京区児童相談所運営計画検討委員会設置要綱	-	-	-	-	16.7
53	文京区保健衛生協議会	生活衛生課	文京区保健衛生協議会要綱	18.8	17.6	15.8	18.2	20.0
54	文京区歯科衛生協議会	生活衛生課	文京区歯科衛生協議会要綱	21.4	23.5	15.8	15.0	17.6
55	文京区献血推進協議会	生活衛生課	文京区献血推進協議会要綱	55.2	51.7	48.3	48.3	48.3
	文京区地域医療連携推進協議会小児初期救急医療検討部会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱	-	-	-	-	-
	文京区地域医療連携推進協議会高齢者・障害者口腔保健医療検討部会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱	-	-	-	-	-
	文京区地域医療連携推進協議会在宅医療検討部会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱	-	-	-	-	-

No.	名称	担当課	根拠法	R元	R2	R3	R4	R5
				女性比率	女性比率	女性比率	女性比率	女性比率
56	文京区地域医療連携推進協議会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱	6.3	6.3	6.3	6.3	12.5
57	文京区予防接種健康被害調査委員会	予防対策課	文京区予防接種健康被害調査委員会要綱	33.3	33.3	33.3	50.0	50.0
58	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議	予防対策課	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議設置要綱	10.5	10.5	5.3	15.8	15.8
59	文京区地域精神保健福祉連絡協議会	予防対策課	文京区地域精神保健福祉連絡協議会要綱	35.3	38.1	33.3	47.6	47.6
60	文京区感染症連絡会	予防対策課	文京区感染症連絡会設置要綱	/	/	/	/	37.5
61	文京区既存不適格建築物特例協議会	都市計画課	文京区既存不適格建築物特例協議会設置要綱	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	文京区バリアフリー基本構想推進協議会	都市計画課	文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱	/	25.8	25.8	22.6	/
62	文京区都市マスタープラン見直し検討協議会	都市計画課	文京区都市マスタープラン見直し検討協議会設置要綱	/	/	/	14.3	14.3
63	文京区交通安全協議会	管理課	文京区交通安全協議会規約	17.2	24.1	24.1	13.8	10.3
	文京区自転車活用推進計画等策定協議会	管理課	文京区自転車活用推進計画等策定協議会設置要綱	/	/	15.0	15.0	/
64	文京区地球温暖化対策地域推進協議会	環境政策課	文京区地球温暖化対策地域推進協議会設置要綱	21.1	21.1	36.8	42.1	26.3
65	文京区生物多様性地域戦略協議会	環境政策課	文京区生物多様性地域戦略協議会設置要綱	8.3	8.3	38.5	38.5	35.7
66	文部科学大臣表彰等審査会	学務課	文部科学大臣表彰推薦要項・東京都功労者表彰推薦要項・東京都教育委員会表彰等取扱要綱	18.2	18.2	18.2	18.2	9.1
67	文京区特別支援教育相談委員会	教育指導課	文京区特別支援教育相談委員会設置要綱	61.4	63.2	62.5	/	62.3
	文京区特別支援教育振興委員会	教育指導課	文京区特別支援教育振興委員会要綱	15.4	19.2	15.4	63.8	/
68	文京区教育委員会いじめ問題対策協議会	教育指導課	文京区教育委員会いじめ問題対策協議会設置要綱	/	6.3	18.8	12.5	6.3
69	文京区立学校教科用図書審議会	教育指導課	文京区学校教科用図書採択実施要項	44.4	22.2	/	/	33.3
	文京区特別支援連携協議会	教育センター	文京区特別支援連携協議会設置要綱	20.0	20.0	20.0	/	/
	文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会	真砂中央図書館	文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会設置要綱	33.3	33.3	/	/	/
	文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会	真砂中央図書館	文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱	/	64.3	64.3	/	/

重点項目

防災課

事業番号	事業名	事業概要
38	避難所運営における女性等への配慮	女性をはじめLGBTQ等当事者の視点に配慮した避難所運営を推進するため、専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場等の設置とともに、女性、LGBTQ等当事者の声が届きやすい環境づくりを行う。

事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	女性等への配慮を想定した訓練の実施回数（回）		4	2			
②	女性等への配慮を想定した研修等に参加した職員の人数（人）		2	3			
③	区が助成する女性防災士数（人）		10	13			

年度	事業詳細	
R5	①	妊産婦・乳児救護所において、女性等の受入れを前提とした訓練を実施し、特に配慮すべき点について参集職員や施設職員等の意識啓発を図った。
R5	②	国や都が実施する女性等への配慮に関する研修等に、災害対策本部編成員となる職員が参加し、必要な知識の習得を図った。
R5	③	避難所運営協議会の推薦により、区が資格取得を助成した防災士は、避難所や平常時の地域の防災活動において、中心的な役割を果たすことを想定している。避難所運営協議会に対し、防災士の女性の割合を増やすよう、防災イベント等の機会を捉えて周知啓発を行った。

所管課による R5年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点（4段階評価）
3	A 男女平等意識の向上を促している。 B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。 C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。	4：十分達成された。 3：ある程度達成されたが、課題あり。 2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。

年度	所管課評価	推進会議評価
R5	【評価できる点とその根拠・理由】 文京区地域防災計画の修正に当たり、要配慮者や女性等への対応を重点項目の一つに掲げ、避難所運営における女性等の参画推進や環境づくりなどについて、必要な対策を推進することとしている。 また、防災士の資格取得支援では、女性3人の資格取得を支援し、区が支援を行った防災士全体の18.1%となった。（前年度は14.9%） さらに、妊産婦・乳児救護所の開設訓練を実施し、参集職員や施設職員等に対し、要配慮者への対応などについて意識啓発を図った。	
	【取組が不十分だった点とその理由】 文京区地域防災計画の修正に合わせて「避難所運営ガイドライン」を改訂する必要がある。女性をはじめLGBTQ等当事者に対する配慮等、避難所における具体的な対策については、研修等により知識や理解を深めることに努めており、それらの知見を生かし検討を進めていく。 また、避難所運営への女性の参画を推進するため、女性防災士を継続的に増やしていく必要がある。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 今後も、妊産婦・乳児救護所の訓練や女性防災士の資格取得に取り組み、女性等に配慮した避難所運営を行っていく。 また、避難所運営協議会等に対して、「性自認および性的指向に関する対応指針」の周知啓発を図るとともに、「避難所運営ガイドライン」の改訂に向けた検討を進め、女性専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場等の設置やプライバシーの確保など、女性をはじめLGBTQ等当事者に配慮した避難所環境について検討する。	
	所管課による年度評価	

R4	【評価できる点とその根拠・理由】	<p>女性をはじめLGBTQ等の当事者に対する配慮や避難所における性被害を防ぐための具体的な取組（例えば、空間的な区分、トイレの分け方、多様なニーズに応じた相談窓口の設置、受付の在り方や受付名簿における性別の取り方等）を検討し、避難所運営に生かすことが必要である。</p> <p>また、防災士の資格取得者への助成は、非常に良い取組であるので、今後は、それぞれの避難所運営に必要とされる女性防災士数を打ち出すなど、計画的に取り組まれることが望まれる。</p>
	妊産婦・乳児救護所にて避難所開設キットを用いた救護所開設訓練を実施した。また、各大学の備蓄資機材の保存状況及びその取扱いについて確認を行った。	
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	訓練後のアンケートで、「発災時の緊迫の中で救護所の適切な開設が行えるか不安がある」との声があったことから、繰り返し訓練を行うことで、災害時にスムーズに救護所を開設・運営できる体制を整える必要がある。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】	
今後も継続的に、「妊産婦・乳児救護所開設キット」を使用した救護所開設訓練を実施する。この訓練時に出た課題を基に、各救護所の特性に合わせた発災時の対応の整備を行う。		
また、引き続き避難所運営協議会に対して、女性の防災士取得を引き続き推進し、避難所運営の中心となって活動できる人材を増やすことで、女性の声が反映される環境づくりを推進していく。		
所管課による年度評価		3

重点項目

総務課／幼児保育課／健康推進課／保健サービスセンター／真砂中央図書館

事業番号	事業名	事業概要
39	男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施	男性が家庭生活において家事・育児・介護などの家族としての役割を果たせるよう支援する事業を実施する。
事業実績(タイトル/講師名/参加人数)		事業内容
総務課	R5 男のクッキング ー栄養を考えたお手軽ごはんー/ 奥山まゆみ氏 (男女平等センター事業) /12人	料理を通じ男性の家事・育児等への参画を促進する。
	R5 パパとつろうフランス料理/ 奥山まゆみ氏 (男女平等センター事業) /24人	父子で料理の基本を楽しく学ぶことにより、家庭生活における固定的な性別役割分担意識を考える機会とする。
幼児保育課	R5 一日保育士体験/56人	保護者が保育士の仕事を一日体験することにより、集団における保育に対する理解を深め、「親」として役割と責任を再確認してもらう。
健康推進課	R5 ぶんきょうブレババ・ママ講座/ 全3回 / N P O 法人 ファザリングジャパン理事・会員 /計21人	親としての心構えと自覚を養い、夫の育児・家事時間を促す動機付けを行う。
保健サービスセンター	R5 パパッとパパごはん/ 栄養士 /59人	1歳未満の乳児の父親 (パートナーが妊娠中の方も含む。) を対象に、調理実演を中心とした講座を実施する。
真砂中央図書館	R5 乳幼児向け行事/職員・ボランティア/279回3,782人 児童向け行事/職員・ボランティア/471回5,116人	図書館に来館した子どもたちと保護者を対象に、絵本の読み聞かせや紙芝居の上演を行い、読み聞かせの楽しさを伝えるとともに、親子のふれあいの機会をつくる。

※ 事業視点は、「男女平等」「女性活躍」「家事」「育児」「介護」「若年層」「地域参加」「SOGI」「DV防止」「防災」「総合」に分類しています (複数の視点を持つ事業もあります。)

所管課による R5年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点 (4段階評価)
4	A 男女平等意識の向上を促している。	4 : 十分達成された。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	3 : ある程度達成されたが、課題あり。
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権	2 : 不十分であった。 1 : 全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価
R5	【評価できる点とその根拠・理由】	
	<p>男女平等センター事業においては、父子や男性が参画しやすい料理を通じ、子どもたちの幼少期からの家庭参画意識を育むとともに、家庭に関わるきっかけを提供することで、男性が主体性を持って家事に関わっていく意識を醸成することができた。</p> <p>ぶんきょうプレパパ・ママ講座では、妊娠中、出産前に夫婦対話の重要性を学ぶことで、育児中に共感し合える関係性を改めて構築しておくきっかけを提供することができた。父親目線の講座という点も好評であった。</p> <p>パパッとパパごはんでは、実物を見せながら行うことで、参加者に料理の楽しさや離乳食などを知ってもらい、実践に役立てるきっかけを提供することができた。</p>	
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	<p>パパッとパパごはんについては、調理習熟度が様々な参加者に対する内容の工夫が足りず、理解度や満足度にバラつきがでてしまった。</p> <p>ぶんきょうプレパパ・ママ講座では、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、講座の開催日時の検討が不十分だったため、参加者が例年より減少した。</p> <p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>参加人数が減ってしまった事業については、内容、周知方法や開催日時の再検討など、集客のための具体的な方策を引き続き考えていく必要がある。</p>	
所管課による年度評価	4	
R4	【評価できる点とその根拠・理由】	<p>家庭における家事分担の在り方について、負担の割合や見えない家事の問題などを、今一度見直すきっかけとなるような講座等の開催を研究されたい。</p> <p>また、様々な家庭参画の中で、調理以外の掃除や介護など、集客の難しいテーマにおいて、いかに参加者を募ることができるか具体的な方策を考えられたい。</p>
	<p>男女平等センター事業においては、男性の育児や家事への主体的な参加を促す企画を通じて、男性の家庭生活への参画を促した。</p> <p>ぶんきょうプレパパ・ママ講座では、妊娠・出産に伴う母親の心身の変化や新生児の特徴を学び、家庭内での育児方針共有の下地ができた。また、アンケートでも面白かった、勉強になったという声が多く寄せられた。</p> <p>真砂中央図書館では、週末には、父親が行事に参加したり、読み聞かせをする光景が見られ、男性の育児参画に寄与することができた。</p>	
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	<p>「パパッとパパごはん」では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講師のデモンストレーションのみで実習ができなかったため、参加者同士の交流を図ることや、料理の楽しさを十分に実感してもらうことができなかった。</p> <p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>家庭における家事分担の在り方を考え直すきっかけとなるような新たな視点や切り口による講座や事業を研究し、実施する。</p>	
所管課による年度評価	3	

重点項目

総務課／経済課

事業番号	事業名	事業概要					
71	労働関係セミナーの実施	各労働行政機関と連携して、事業主及び労働者に対して労働法規関係のセミナーを実施する。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	研修会等の実施回数(回)		3	5			
②	研修会等の延べ参加人数(人)		686	1,065			
年度	事業詳細 ※実施概要(タイトル/講師/対象/開催時間)						参加人数 (女性)
総務課	R5	就職差別解消促進月間 雇用主研修会 /第1部 企業と人権「誰もが活き活きと活躍できる職場環境づくり」講師：岡内伸二氏(丸の内ホテル総務部総務人事課専任部長)/第2部 公正な採用選考について 講師：飯田橋公共職業安定所 雇用開発第二部長/第3部 DVD上映「ともに歩むために～「公正な採用選考の理解と認識をめざして～」/6月22日(木)					660
経済課	R5	働き方改革推進セミナー・相談会事業(オンラインセミナー・個別相談会)/東京働き方改革推進支援センター・社会保険労務士等/企業の人事労務担当者等/令和5年10月～令和6年3月にかけて実施 各回13:00～14:00(オンライン開催) セミナー終了後に個別相談会/「パワハラ防止法への対応」、「法令改正への対応(労働条件明示ルールの変更など)」等					52
		新規学卒求人申込説明会 /飯田橋公共職業安定所及び中央労働基準監督署職員/新規学卒求人申込予定事業者/令和5年5月23日(火) 13:30～15:25/「学卒求人活動のルール、求人申込み手続きについて」、「公正な採用選考の確保について」、「労働基準法の基礎知識」					228
		多様な働き方セミナー /特定社会保険労務士 永田幸江氏/使用者、人事労務担当者等/令和6年1月24日(水) 14:00～16:00/「多様化する労働時間制度の導入と今後のテレワークのポイント～柔軟な働き方の導入・定着で従業員の働きやすい職場へ～」					27
		創業支援セミナー(オンライン開催)/石井律子氏、津山淳二氏外4人/区内での創業希望者又は創業後5年未満の者/(入門編・実践編) 10:00～13:00(ひとりで起業編) 19:00～21:00(ワンストップセミナー) 10:00～12:00					98 (55)

所管課による R5年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点(4段階評価)
3	A 男女平等意識の向上を促している。	4：十分達成された。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	3：ある程度達成されたが、課題あり。
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由と侵害が起きないように配慮している。	2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価	
R5	<p>【評価できる点とその根拠・理由】</p> <p>共催団体と協力して周知に取り組んだこともあり、研修会等の延べ参加人数が大幅に増加し、より多くの事業主及び労働者に対して効果的な支援を行い、多様な人材が働きやすい職場環境の創出に努めることができた。</p> <p>また、新規学卒求人申込説明会では、対面の開催のほか、ホームページ上で説明動画を配信するなど、事業者側の立場に立った配慮がされた点も評価できる。</p>		
	<p>【取組が不十分だった点とその理由】</p> <p>各事業は昨年度と同様の形で開催されたため、参加人数をさらに伸ばすことができるよう、開催方法について、引き続き共催団体への積極的な働きかけを行う必要がある。</p>		
	<p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>共催団体と時流にあったテーマ設定、開催及び周知方法等について、引き続き協議し、多様な人材が働きやすい職場環境の整備、支援に繋げていく。</p>		
	<p>所管課による年度評価</p>		3
	R4		<p>【評価できる点とその根拠・理由】</p> <p>雇用主研修会では、定員を大幅に縮小しての開催となったが、2日間ともほぼ定員に近い参加者があり、コロナ禍における取組としては、一定達成することができた。</p> <p>創業支援セミナーでは、昨年度と同程度の参加者があり、また、参加者中の女性の割合が5割を超えるなど、多様な創業志望者に対し、引き続き効果的な支援を行うことができた。</p>
<p>【取組が不十分だった点とその理由】</p> <p>コロナ禍において、事業が縮小・中止となるなど、実施回数や参加人数を伸ばすことができなかった。</p>			
<p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>実施回数や参加人数を伸ばすことができるよう、国や都等の共催団体と連携を密にし、開催時期やテーマ設定について検討していく。</p> <p>また、周知方法や広報物についても、必要に応じて、見直しを行っていく。</p>			
<p>所管課による年度評価</p>		3	

過去5年間の講習会等の延べ参加人数内訳

(単位：人)

		R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
経 済 課	中央安全推進大会	385	—	—	—	—
	新規学卒求人申込説明会	330	—	—	—	228
	働き方改革推進セミナー	176	25	106	13	52
	多様な働き方セミナー	55	—	10	—	27
	創業支援セミナー	101	112	100	93	98
総 務 課	就職差別解消促進月間（雇用主研修会）*	2,667	—	315	580	660
	合計	3,714	137	531	686	1,065

… オンライン開催

- * 就職差別解消促進月間（雇用主研修会）について
ハローワーク飯田橋が主催し、管内3区（文京区、千代田区、中央区）が連携して実施
令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を1日当たり317人として会場で実施

重点項目

経済課

事業番号	事業名	事業概要					
78	就労支援機関（ハローワーク飯田橋）との連携による就職面接会等の実施	女性の就労や再就職支援など、就労支援機関（ハローワーク飯田橋）と連携し、就職面接会などを実施する。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	就職面接会等の実施回数（回）		9	9			
②	就職面接会等の延べ参加人数（人）		225	130			
年度	事業詳細			参加人数（採用人数）	保育の設置/利用		
R5	ミニ就職面接会（8回）			99（16）		有/無	
	文の京若年者向け就職面接会（1回）			31（6）			

所管課による R5年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点（4段階評価）
3	A 男女平等意識の向上を促している。 B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。 C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由と侵害が起きないように配慮している。	4：十分達成された。 3：ある程度達成されたが、課題あり。 2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価
R5	【評価できる点とその根拠・理由】 就職面接会を対面にて年間9回開催することができた。アンケートにおいても、「直接話すことで会社への理解を深めることができました」、「自分の知らない企業に出会えて良かった」など、好意的な意見が多く、待ち時間の長さなどの運営面に関する意見は見られなかった。	
	【取組が不十分だった点とその理由】 コロナ禍以降、雇用情勢が回復傾向にあるため、就職面接会の参加者人数が減少するとともに、採用人数も減少した。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 引き続き、ハローワーク等の関係機関との連携により、雇用情勢に応じた就職面接会を実施していく。また、運営面等で特段意見はなかったが、よりスムーズな運営ができるよう改善点についても協議していく。	
	所管課による年度評価	
R4	【評価できる点とその根拠・理由】 コロナ禍において、適切な感染予防対策を講じながら、対面で9回開催した。アンケートにおいて、「対面が少ない状況なのでこの機会は良かった」など、好意的な意見も多く見られた。	事業の参加人数だけでなく、採用人数が記載され、具体的な成果が見える化された点は評価できる。今後も、事業への参加意欲の向上につながるよう、こうした工夫を続け、事業の更なる充実を図りたい。 また、子育て中の方も参加しやすいよう、託児保育について積極的に周知されたい。
	【取組が不十分だった点とその理由】 アンケートにおいて、待ち時間の長さなどの運営面について、一部意見が見られた。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】 引き続き、ハローワーク等の関係機関との連携を密にし、アンケートにおいて一部意見が見られた運営面について改善できるよう、開催方法や運営方法を検討していく。	
	所管課による年度評価	

重点項目

総務課／教育指導課

事業番号	事業名	事業概要					
83	DV防止に向けた意識啓発の推進	DVに関する認識を深めるための情報収集と提供に努めるとともに、根絶に向け区報、啓発誌等を通じてあらゆる世代に意識啓発を行う。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
①	DV防止啓発のための区報掲載（掲載号）		11/10号	11/10号			
②	相談窓口案内カード等の配布、DV防止冊子等の配布		実施	実施			
③	DV防止啓発のための事業等（総務課実施事業）		実施	実施			
④	DV防止啓発のための事業等の実施（指定管理者事業）		実施	実施			
⑤	DV防止啓発のための事業等の実施（教育指導課）		未実施	実施			

事業内容	
総務課	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女平等センター相談室（SNS相談）案内カード：庁内窓口に配架、イベント時に配布 【カラーリボンフェスタ】アウェアネスリボンの一つとして、配偶者暴力防止の意味を含めたパープルリボンを区ホームページで紹介 【オレンジデーキャンペーン】文京区オレンジデーキャンペーン：女性に対する暴力撤廃の国際デー <ul style="list-style-type: none"> (1) 11月10日号への区報掲載によるキャンペーンの周知 (2) 啓発グッズの配布（ティッシュ、蛍光ペン）
	<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 区内警察署の協力による犯罪被害者支援相談会の実施 (4) UN Women（国連女性機関）日本事務所との協力による暴力防止啓発パネル展の開催 (5) 協力団体によるメッセージ動画の上映（マルチビジョンにて11/24～12/10の毎日放映） (6) 区の職員、区議会議員がオレンジ色のものを身につけてキャンペーンに参加 (7) シビックセンター屋上三角屋根オレンジ照明点灯（11/25～12/10）
	<p>④</p> <p>令和5年度犯罪被害者週間行事/寄り添い続ける支援～性暴力被害とは何か～/講師：上谷さくら氏（桜みらい法律事務所）外1人/参加者：155人【共催】東京都</p>
	<p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> 【カラーリボンフェスタ】パープルリボン展示・団体の活動紹介、区ホームページでも団体の活動紹介を掲載
	<p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力（DV）と子ども ～「面前DV」という虐待が及ぼす影響～/講師：工藤宏子氏（文教大学大学院講師）/参加者：21人
教育指導課	<p>R5 ⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> デートDV出前講座/生活指導主任研修会/講師：染谷 明日香 氏（NPO法人ピルコン 理事長）/参加者36人

所管課による R5年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点（4段階評価）
4	A 男女平等意識の向上を促している。	4：十分達成された。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	3：ある程度達成されたが、課題あり。
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。	2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価
R5	【評価できる点とその根拠・理由】	
	男女平等センター相談室の周知を積極的に行ったことなどから、相談件数は昨年度から15.9%増加し、より多くの相談者のニーズに応えることができた。 教職員向けにデートDV出前講座を実施し、取組の具体例や使用教材等を示し、児童生徒を指導する側である教職員のデートDVに対する理解を深めることができた。また、講座内では、性的同意やSNSによるトラブル等についても触れ、身近に起こり得るデートDVに関する知識を周知・啓発することができた。	
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	デートDV出前講座について、大学などへの積極的な働きかけを十分に行えず、若年層に対する周知・啓発が図れなかった。 カラーリボンフェスタの来場者は昨年度よりも増加したが、来場者アンケートからパープルリボンを含む各団体の展示等が来場者の印象に余り残っていないことが分かり、来場者への周知・啓発に課題が残った。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】	
若年層へデートDVの周知を行うため、出前講座の実施について大学などに積極的に働きかけていく。 カラーリボンフェスタなどの事業では、来場者の印象に残り、意識啓発につながるよう、出展団体等と密に連携し、展示品や開催内容等を工夫する。		
所管課による年度評価	4	
R4	【評価できる点とその根拠・理由】	教育指導課と連携して実施しているデートDV出前講座については、各学校への働きかけ方や対象を児童生徒に加え教職員や保護者にも広げることなどを今一度検討し、開催につなげられたい。 また、デートDVだけでなく、同年齢、友達同士や性的虐待等も含めた幅広い内容にするなど、小中学校に受け入れやすい形を工夫されたい。
	男女平等センター相談室の相談時間を延長や男性相談員の配置により、より多様な相談者のニーズに応えることが可能となり、相談件数が増加した。 DV防止啓発事業アンケートの中で、DVを自分事として捉え、現実的なものとして考えられるようになったという声もあり、意識啓発の機会にできた。	
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	デートDV講座について、令和4年度から出前講座を企画したが、周知が行き届かず申込みにつなげることができなかった。	
	【次年度の改善に向けた課題・取組】	
引き続き、男女平等センター相談室（SNS相談）の周知を行い、相談しやすい環境の整備に努める。 デートDVに対する啓発を進めていくため、デートDVの出前講座について、若年層を中心とした周知に取り組んでいく。		
所管課による年度評価	3	

重点項目

総務課／経済課／教育指導課／教育センター

事業番号	事業名	事業概要
102	セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進	働く場だけでなく、学校・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等についても認識を深め、防止に向け意識啓発を行う。
事業実績 例：タイトル/講師名/参加人数		事業内容
総務課	・ 区報、啓発物、掲示物でのPR実施	区報（11/10号）にハラスメントの啓発記事を記載した。
	・ 文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所登録 R5新規：1件、更新：4件（登録事業所数累計：8件）	「文京区女性のエンパワーメント原則」を推進する事業所の募集・登録をし、ジェンダー平等と女性の活躍推進に取り組む事業所としてHP等で紹介している。
	・ 「性自認および性的指向に関する対応研修」/NPO法人ReBit/区一般職員(26人)、教職員(125人)事業者(16人) ・ 「文京SOGIにじいる映画会」(区民向け講座) 屋成和昭氏(株)アウト・ジャパン代表取締役/134人	「性自認および性的指向に関する対応指針」に基づき、区職員、教職員に対し研修を行い、区民向けに映画会を開催した。
職員課	・ ハラスメント防止研修(管理職対象)/1回(11人) ・ ハラスメント防止研修(課長補佐・係長職5年目及び10年目・統括技能長・技能長対象)/1回(60人)	具体的な事例を紹介し、職場内で起こり得るハラスメントについて理解を深めるとともに、ハラスメント防止策等についての研修を実施した。
	ハラスメント防止対策委員会・相談委員会開催/1回	活動実績及び活動計画について委員会を実施するとともに、必要に応じて相談委員会を開催する。
	職員向け啓発誌「パルトナール」発行/1回	職員に対してハラスメント防止の啓発を図るため、啓発誌を発行した。
教育指導課	・各学校におけるハラスメント等防止研修	学校におけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント等の防止について、管理職が校内研修会等で講義し、教職員に対して周知徹底した。
	・教育指導課が行う各種研修(生活指導主任研修/参加者31人)(初任者研修/参加者55人)	生活指導主任研修「児童相談所の業務と役割」において、学校における性的虐待の内容について触れた。 初任者研修「人権教育について」において、アンコンシャス・バイアスによる教育上の影響について講話を受けた。
	・児童・生徒への相談窓口の周知(年5回程度) ・タブレット端末に導入している学習eポータルに、各種相談窓口の連絡先を掲載し、長期休暇前に周知	小中学校の児童・生徒及び保護者に対し、いじめ、性暴力、こころの相談などの窓口を記載したちらしを配布した。また、全児童・生徒に貸与されているタブレット端末に設定されている相談窓口へのショートカットアイコンから、児童・生徒が相談できるようにしている。相談窓口の増加に伴い随時更新している。
教育センター	R5 令和5年度は、該当事業の実施なし	令和5年度は、該当事業の実施なし

所管課による R5年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点(4段階評価)
3	A 男女平等意識の向上を促している。	4：十分達成された。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	3：ある程度達成されたが、課題あり。
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理 侵害が起きないように配慮している。	2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。

年度	評価理由	推進会議評価
R5	【評価できる点とその根拠・理由】	
	<p>「性自認および性的指向に関する対応研修」「文京SOGIにじいる映画会」においては、昨年度を上回る申込みがあり、LGBT理解増進法などの社会の動きを交えながら、LGBTQ等のセクシャルマイノリティや人権問題への理解促進につなげることができた。</p> <p>職員に対して、各種ハラスメント防止体制や相談体制について周知し、また、具体例が掲示された国のリーフレットも共有フォルダに掲示・周知することで、職員のハラスメント防止についての理解・啓発に努めることができた。</p> <p>学校における性的虐待やハラスメント、アンコンシャスバイアス、性的指向・性自認等の研修を様々な職層の教職員に対して実施したことにより、教職員の意識を高め、知識を深めることができた。</p>	
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	<p>「文京区女性のエンパワーメント原則」を推進する事業所の募集・登録について、積極的な周知活動が足りず、新規登録は1事業所にとどまった。</p>	
	<p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所の登録数を増やすため、周知方法を検討し積極的な働きかけを行う。</p> <p>庁内では、近年問題となっている「ハラハラ（ハラスメントハラスメント）」への対応として、パワハラ判断基準等について広く周知・啓発するとともに、受講対象を管理職以外の職員にも拡大することを検討する。</p>	
<p>所管課による年度評価</p>	3	
R4	【評価できる点とその根拠・理由】	<p>LGBTQ等のセクシャルマイノリティへの理解増進に向けて、前例踏襲から脱却し、めまぐるしく変化する社会の動き[*]に対応した、児童・生徒・保護者を含む区民や事業者に対する多様性に関する取組を推進し、児童虐待やデートDV等、身近にある様々な人権問題への理解につなげられたい。</p> <p>また、昨今顕在化している学校内における性暴力やハラスメント、性的指向・性自認等に対応できる教員の養成は、喫緊の課題である。子どもたちが相談しやすい体制の構築に向けて、こうした課題を取り入れた教員研修を実施し、教員の理解促進に努められたい。</p> <p>[*]令和5年度の主な社会の動き</p> <p>6月 LGBT理解増進法^{*1}の成立</p> <p>6月 性犯罪に関する刑法の改正^{*2}</p> <p>7月、10月 LGBTQに関する最高裁判決^{*3}</p>
	<p>文京区の女性エンパワーメント原則推進事業所への新規登録が2件あり、ジェンダー平等と女性の活躍推進に取り組む事業所を着実に増やすことができた。</p> <p>係長級、管理職等を対象にした庁内のハラスメント防止研修では、具体的な事例も交えた研修を行うことにより、受講生の理解度を深め、ハラスメント防止に関する意識啓発を行うことができた。</p> <p>学校現場における取組として、教務主任向けにアンコンシャスバイアスの研修を実施し、先入観や固定概念で相手を見ているようなところがないか、受講者が自らを振り返ることができた。</p>	
	【取組が不十分だった点とその理由】	
	<p>全職員向けに配布したハラスメント啓発誌は1回のみ発行であり、啓発が不足している。</p> <p>アンコンシャスバイアスについて、各校で広めることが課題である。</p>	
	<p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>引き続き、文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所の新規登録を増やし、区内事業者に向けたハラスメント防止の意識啓発を進めていく。</p> <p>庁内においては、新型コロナウイルス感染症の位置付けの5類移行に伴い、親睦会を開催する部署も多くなることから、飲み会等で起こりやすいハラスメント事例などを啓発する必要がある。</p> <p>アンコンシャスバイアスについて、各校の校内研修等で取り扱うことが難しい場合は、資料を教職員に提供するなどして、周知を行う。</p>	
<p>所管課による年度評価</p>	3	

※1 LGBT理解増進法

正式名称は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」。国、地方公共団体、事業主及び学校に対して理解の増進に関する役割や努力義務を定めた。

※2 性犯罪に関する刑法の改正

強制性交等罪は「不同意性交等罪」に変更され、性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられる等、性犯罪の規定が改正された。

※3 最高裁判決

戸籍上は男性だが性自認は女性で、女性として暮らすトランスジェンダーの経済産業省職員が、省内での女性トイレの使用を不当に制限されたのは違法とされた。（令和5年7月11日判決）

重点項目

職員課

事業番号	事業名	事業概要					
128	区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発	男女が対等に取得できる育児・介護休業制度を普及し、啓発する。また、配偶者等の妊娠・出産を申し出た男性職員に対して、所属長から休業の取得の確認を行うほか、職場の職員も積極的なサポートを行う。					
事業実績		年度	R4	R5	R6	R7	R8
		※ () 内数値は、女性数を示す。					
①	育児休業取得対象者数(人)		69 (50)	83(55)			
②	育児休業実績	男性	育児休業取得者人数	14	21		
			育児休業取得対象者数	19	27		
			取得割合	73.7%	77.8%		
			平均取得日数	104.1	137.1		
	女性	育児休業取得者人数	50	55			
		育児休業取得対象者数	50	55			
		取得割合	100%	100%			
		平均取得日数	590.6	550.9			
③	介護休暇取得実績(人)		3 (2)	2(2)			
④	短期の介護休暇取得実績(人)		74 (32)	92(44)			
⑤	育児短時間勤務の利用実績(人)		2 (2)	4(4)			
⑥	出産協力休暇取得実績(人) /対象：男性・同性パートナー (出産の直前から出産日以後1年以内に7日)		19	31			
⑦	子の看護休暇(※1)取得実績(人)		249(151)	281(162)			
⑧	部分休業取得実績/育児(人)		73 (70)	74(71)			
⑨	育児時間取得実績(人)		15(14)	15(14)			
⑩	妊娠出産休暇取得実績(人) /対象：女性		63	81			
⑪	妊娠症状対応休暇取得実績(人) /対象：女性		7	14			
⑫	母子保健健診休暇取得実績(人) /対象：女性		36	38			
⑬	妊娠通勤時間取得実績(人) /対象：女性		43	47			
⑭	出生サポート休暇取得実績(人)		5	8			
⑮	災害休暇取得実績(人)		0	0			
⑯	ボランティア休暇取得実績(人)		0	0			
⑰	年休平均取得日数(日) /付与日数：20日/一般職員 (中途採用者、育児休業取得者、退職者を除く。)	男性	20.3	17			
		女性	16.9	15.8			
⑱	所定外労働時間の免除の実績		0	0			
⑲	育児を行う職員の超過勤務の制限の実績		1	1			
※1 小学校3年生までの子が一人であれば5日、二人以上であれば10日以内で取得できる。取得者一人当たりの平均取得日数 男性：4.6日 女性：4.1日							

年度	事業詳細
R5	<p>文京区職員子育て支援プログラム～文京区特定事業主行動計画～（R2～R6年度）に示した目標数値については、(1)女性の育児休業取得率=100%（目標：100%）(2)配偶者が出産する職員の連続5日間以上の休暇取得率(※2)=94.1%（目標：100%）(3)出産協力休暇7日間の休暇取得率=100.0%（目標：100%）であり、一部目標達成には至らなかった。</p> <p>また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（R3～R7年度）については、引き続き、休暇取得率の向上等に取り組んでいく。</p> <p>※2 上記事業実績⑥以外に②育児休業を取得した場合や出産後に⑦年休、週休日等で5日以上の休暇を取得している場合も人数に積算</p>

所管課による R5年度評価	評価における視点と基準	
	自己評価項目内容	評価点（4段階評価）
4	A 男女平等意識の向上を促している。	4：十分達成された。 3：ある程度達成されたが、課題あり。 2：不十分であった。 1：全く取組ができなかった。
	B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。	
	C 男女の人権が尊重されている。性別、性的指向及び性自認を理由とする人権侵害が起きないように配慮している。	

年度	評価理由	推進会議評価
R5	<p>【評価できる点とその根拠・理由】</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進委員会の下、各所属において、引き続きワーク・ライフ・バランスの具体的な取組を意識的に実践した。所属長等の周知やパパの子育て休暇取得プランの作成勧奨の効果もあり、男性の育児休業の取得率が今年度は昨年度よりも上昇し、平均取得日数も増加した。</p> <p>また、出産協力休暇の取得率については、所属長による積極的勧奨や育児に関する休暇の周知、休暇取得プランの提出勧奨を行ったことにより、今年度も目標の100%を達成することができた。加えて、出生サポート休暇についても休暇の周知等の効果があり、取得者数が増加した。</p>	
	<p>【取組が不十分だった点とその理由】</p> <p>配偶者が出産する職員の連続5日間以上の休暇取得率について、各種休暇を連続しない日で取得するケースがある。前回（94.7%）と同水準の取得ができているが、取得率100%の目標達成には至らなかったため、目標達成に向け、時間単位の取得等、職員の希望に沿った柔軟な休暇取得を更に勧奨したい。</p> <p>年次有給休暇については、制度変更のため、令和3年4月から4年12月までは付与日数の上限が60日だったところ、5年度は通常どおり40日となったため、男女ともに昨年度と比較すると年次有給休暇の取得率が減少している。引き続き、月1日以上年次有給休暇の取得を勧奨する。</p>	
	<p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>引き続き、男女問わず、育児・介護をはじめ、職員が働きやすい環境を整備し、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組を推進していく。</p>	
	<p>所管課による年度評価</p> <p style="text-align: right;">4</p>	
R4	<p>【評価できる点とその根拠・理由】</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進委員会の下、各所属において、引き続きワーク・ライフ・バランスの具体的な取組を意識的に実践した。男性の育休の取得率は、年々向上している。</p> <p>また、出産協力休暇7日間の休暇取得率については、所属長による積極的勧奨や育児に関する休暇の周知、休暇取得プランの提出勧奨を行ったことにより、目標の100%を達成することができた。</p>	<p>男性の育児休業取得率73.7%は、日本の平均値に比べてもかなり高い数値であり評価できる。今後は、さらに100%の取得を目指すとともに、具体的な取得日数を明記し、長期取得の促進にも取り組まれない。</p> <p>また、妊活に係る休暇制度（出生サポート休暇）が設けられており、その利用実績があることは高く評価できるが、更にその浸透を図るため、より積極的な制度運用に取り組まれない。</p> <p>加えて、女性の年休平均取得日数が過去5年間いずれも男性より低い傾向にあるため、その理由を分析し、女性の年休取得日数の向上に取り組まれない。</p>
	<p>【取組が不十分だった点とその理由】</p> <p>配偶者が出産する職員の連続5日間以上の休暇取得率について、各種休暇を時間単位で取得するケースがあったこともあり、前回よりも低下した。目標達成には至らなかったが、職員の希望に沿った柔軟な休暇取得を勧奨する必要があると考える。</p>	
	<p>【次年度の改善に向けた課題・取組】</p> <p>今後は、育休取得率の向上や長期休暇の取得について、職場の環境の整備などにより継続的に推進していく。</p>	
	<p>所管課による年度評価</p> <p style="text-align: right;">4</p>	